

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【事業年度】	第14期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社坪田ラボ
【英訳名】	Tsubota Laboratory Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪田 一男
【本店の所在の場所】	東京都新宿区信濃町35番地 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階 CR1K信濃町E7
【電話番号】	03-6384-2866
【事務連絡者氏名】	執行役員企画管理本部長 光岡 圭介
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区信濃町35番地 慶應義塾大学信濃町キャンパス2号館9階 CR1K信濃町E7
【電話番号】	03-6384-2866
【事務連絡者氏名】	執行役員企画管理本部長 光岡 圭介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	640,921	954,693	673,532	1,357,133	200,022
経常利益又は経常損失() (千円)	202,340	144,221	636,371	281,499	760,923
当期純利益又は当期純損失() (千円)	153,319	90,181	641,317	205,766	761,815
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	231,053	788,972	818,060	825,197	844,397
発行済株式総数 (株)	22,632,700	25,306,800	25,577,500	25,639,300	25,794,300
純資産額 (千円)	744,353	1,950,373	1,367,231	1,587,272	863,856
総資産額 (千円)	1,617,795	2,672,961	2,295,159	2,503,123	1,318,780
1株当たり純資産額 (円)	32.89	77.07	53.45	61.91	33.49
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	6.77	3.66	25.15	8.04	29.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	3.52	-	7.92	-
自己資本比率 (%)	46.0	73.0	59.6	63.4	65.5
自己資本利益率 (%)	22.96	6.69	-	13.93	-
株価収益率 (倍)	-	226.3	-	49.0	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	654,914	28,491	301,350	317,754	577,828
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	72,228	54,027	12,001	14,547	8,409
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,530	1,011,623	35,736	12,246	17,234
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,174,929	2,161,016	1,883,400	1,538,853	969,849
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	9 〔 - 〕	10 〔 - 〕	7 〔 - 〕	17 〔 - 〕	22 〔 - 〕
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース指数)	- (-)	- (-)	42.7 (97.3)	47.5 (86.8)	35.5 (94.6)
最高株価 (円)	-	1,447	847	625	478
最低株価 (円)	-	661	252	318	251

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、第10期は、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第12期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
5. 第10期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第12期及び第14期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 臨時従業員数は、在籍していないため、人員を記載しておりません。
8. 第10期及び第11期の株主総利回り及び比較指標は、2022年6月23日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、記載しておりません。第12期以降の株主総利回り及び比較指標は、2023年3月末を基準として算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。ただし、当社株式は、2022年6月23日から東京証券取引所グロース市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

2【沿革】

年月	概要
2012年5月	当社の前身となる、ドライアイ新規薬剤、ドライアイケアグッズの開発・製造等を目的として東京都港区に株式会社ドライアイKT設立
2014年6月	近視予防物品及び近視予防セットに関する特許を出願（当社パイプライン TLG-001）
2015年2月	株式会社ドライアイKTが株式会社近視研究所、株式会社老眼研究所を吸収合併し、株式会社坪田ラボに商号変更
2015年12月	近視予防又は近視の進行を遅らせること等ができる身体装着用の照射装置に関する特許を出願（当社パイプライン TLG-001）
2017年3月	近視予防又は抑制剤、マウス近視誘導モデルの作製方法及び近視予防又は抑制医薬スクリーニング方法に関する特許を出願（当社パイプライン TLG-001）
2017年5月	近視予防用組成物及び機能性食品に関する特許を出願（当社パイプライン TLM-005）
2019年2月	坪田一男が当社代表取締役社長に就任
2019年3月	住友ファーマ株式会社とバイオレットライトを用いたうつ病及び認知症に関する共同研究契約を締結（当社パイプライン TLG-005）
2019年4月	近視進行抑制を目指した医療機器 TLG-001 による探索治験を開始 当社として慶應義塾大学信濃町キャンパス内総合医科学研究棟（リサーチパーク）4S7研究室を開設
2019年5月	株式会社ジンスホールディングスと TLG-001（バイオレットライトを用いた近視予防を目的とした眼鏡型の医療機器）に関する実施許諾契約を締結
2019年6月	本社を慶應義塾大学信濃町キャンパス内2号棟5階へ移転
2019年11月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の2019年度「研究開発型ベンチャー支援事業/シード期の研究開発型ベンチャーに対する事業化支援」の事業者に出選（当社パイプライン TLG-005）
2020年6月	本社を慶應義塾大学信濃町キャンパス内2号棟5階から東京都新宿区信濃町34番地トーシン信濃町駅前ビル304へ移転
2020年10月	ロート製薬株式会社と当社が保有する近視抑制点眼薬に関する知的財産権及び研究開発成果に関する実施許諾契約を締結（当社パイプライン TLM-003） ロート製薬株式会社と近視抑制のメカニズム、リバウンド等の基礎研究に関する共同研究開発契約を締結（当社パイプライン TLM-003）
2021年3月	住友ファーマ株式会社と脳活性化バイオレットライトメガネ TLG-005 を用いた、うつ病、軽度認知障害及びパーキンソン病についての共同研究契約を締結
2021年4月	マルホ株式会社とマイボーム腺機能不全の処置剤に関する国内及びアメリカ、フランス、イギリス、ドイツ等への実施許諾契約を締結（当社パイプライン TLM-001）
2021年9月	ロート製薬株式会社と2020年10月に締結した実施許諾契約の対象国に、台湾、ベトナム、インドネシアの3カ国を追加する覚書を締結
2022年6月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2022年11月	Twenty Twenty Therapeutics社と TLG-001 の北及び南アメリカ大陸を対象とした独占実施許諾契約を締結
2022年12月	Laboratoires Théa社と TLM-003 の米欧等を対象とした独占実施許諾契約を締結
2023年6月	日本スタートアップ大賞 審査委員会特別賞を受賞
2023年9月	「高齢犬の認知機能低下に対する認知機能改善機器の研究開発」が成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）として採択
2023年10月	近視進行抑制を目指した医療機器 TLG-001 検証的臨床試験の被験者組み入れ完了
2024年3月	「網膜色素変性症に対する革新的医療機器の開発」がTOKYO 戦略的イノベーション促進事業における助成事業として採択
2024年3月	「光照射による月経不順治療機器の開発」が女性のためのフェムテック開発支援・普及促進事業における助成事業として採択
2024年3月	ロート製薬(株)と当社が保有する点眼薬に関する知的財産権及び研究開発成果に関する知的財産権実施許諾契約を締結

年月	概要
2024年7月	中国「Eye Valley」に日本企業で初めてオフィスを開設
2024年8月	慶應義塾大学のインキュベーション拠点「CRIK信濃町」へ本社を移転
2024年9月	中国大手眼科用医薬品メーカー Shenyang Xingqi Pharmaceutical Co., Ltd. との独占的実施許諾契約締結
2024年10月	ロート製薬株式会社と点眼薬に関する評価契約締結
2024年10月	Laboratoires Théaと非臨床試験データ及び一部臨床試験結果に関するライセンス契約締結
2024年12月	「Well-being & Age-tech 2024 Award」にて優秀賞を受賞
2025年3月	中国 Beijing Yijie Pharmaceutical Technology Co., Ltd. と中国における TLG-001 に関するライセンス許諾契約を締結
2025年4月	令和7年度「知財功労賞 特許庁長官表彰」を受賞
2025年4月	近視患者を対象とした TLM-003 の国内 Phase 2 試験開始
2025年5月	ワシントン州エバレット（シアトル地域）に米国オフィスを開設
2025年6月	化粧品の製造業および製造販売業の許可を取得
2025年10月	マイボーム腺機能不全治療薬 TLM-001 の Phase 2a 試験開始
2025年10月	バイオレットライト照射デバイス TLG-001 国内臨床試験において LPO を達成
2026年1月	「高齢者のウェルネス向上を目的としたフリッカーLED 老眼鏡」の開発が東京都中小企業振興公社 令和7年度「高齢者向け新ビジネス創出支援事業」に採択
2026年2月	バイオレットライト照射デバイス TLG-001 国内臨床試験の結果速報を公表
2026年3月	ロート製薬株式会社より 当社パイプライン TLM-018 関連製品が発売

3【事業の内容】

株式会社坪田ラボは「VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする」をパーパスに掲げ、近視（*1）・ドライアイ（*2）・老視（*3）・脳疾患を対象に、新たな治療法の創出を目指す慶應義塾大学医学部発ベンチャー企業です。当社は、慶應義塾大学医学部眼科学教室における研究成果を社会に届けること、並びに医療分野においてイノベーションを実現することを目的として、2012年5月に株式会社ドライアイKTとして設立されました。近視、ドライアイ、老視は、いずれも超高齢社会における健康長寿の延伸およびQuality of Vision（視覚の質）の観点から重要な課題と認識されているものの、依然としてアンメット・メディカル・ニーズの高い疾患領域（*4）であると認識しております。当社では、これら3つの疾患領域に加え、眼と同様に中枢神経系に属する脳疾患領域にも研究対象を拡大しており、提携大学等との連携のもと、先進的な研究を推進しております。パートナー企業への導出、共同開発等を通じて、こうした研究成果を医療現場や患者への新たな価値として提供することを目指しております。なお、当社の事業は研究開発事業に特化しており、単一の事業セグメントで構成されています。

主な提携研究機関：学校法人慶應義塾

主なパートナー企業：株式会社ジンズホールディングス、ロート製薬株式会社、マルホ株式会社、Laboratoires Théa、Shenyang Xingqi Pharmaceutical Co.,Ltd.

- *1 近視：無調節の状態に眼に入る平行光線が網膜の前方で結像する眼の屈折状態。視力障害を伴うものは疾患であり、進行抑制・治療の必要がある。
- *2 ドライアイ：様々な要因により涙液層の安定性が低下する疾患であり、眼不快感や視機能異常を生じ、眼表面の障害を伴うことがある。
- *3 老視：40歳前後からはじまる誰もがなる眼の老化で、水晶体の弾力性が弱まり、調節力が低下した結果、近いところが見えにくくなる症状のこと。
- *4 アンメット・メディカル・ニーズ領域：いまだ有効な治療法がない疾患に対する医療ニーズがある領域のこと。

(1) ビジネスモデル

当社は、独自の研究開発コンセプトであるCo-Creation Core (CCC)（*5）を基盤とし、大学・研究機関及び企業との共創により創出された研究成果を知的財産として確立した上で、パートナー企業との共同研究開発契約や実施許諾契約による契約一時金、マイルストーン、さらにパイプラインの上市後に得られるロイヤリティ収入によって事業収益の獲得を目指し、その収益を新たな研究開発に再投資する循環型のイノベーションモデルを採用しています。現時点においては、契約一時金およびマイルストーン収入が当社収益の中心を占めています。大学では日々高度な研究が行われ、特許取得や論文発表に至るケースが多いものの、研究成果が実際に社会で活用される「社会実装」にまで至らないケースも少なくありません。こうした状況を背景に、当社は慶應義塾大学医学部発のベンチャーとして、大学の優れた研究成果や知的財産（＝“サイエンス”）を事業化（＝“コモマーシャライゼーション”）し、社会に革新（＝“イノベーション”）をもたらすことを使命としています。当社の事業は、基礎研究から初期の臨床試験（治験）段階までを担い、その成果をもとにパートナー企業への導出を行い、パートナー企業による後期臨床試験を経て最終的に患者のもとへ製品が届く、B2B（企業間取引）型のビジネスモデルを志向しています。研究開発の実務は、高度な専門性を有する外部研究者（委託研究員）との連携により遂行されており、これにより効率的かつ柔軟な研究開発体制を構築し、多様な疾患領域に対応することが可能となっています。保険医療領域における医薬品や医療機器研究開発事業に加えて、疾患特性に応じて保険医療の外の領域での価値提供が好ましいと考えられるパイプラインについて、当社では一般市場向け製品（コンシューマー製品）の企画・研究開発・販売も並行して進めるクロスドメイン戦略を採用しております。加えて、コンサルティング業務等による収益源の多様化にも取り組んでおり、現在までに複数の企業と契約を締結しています。

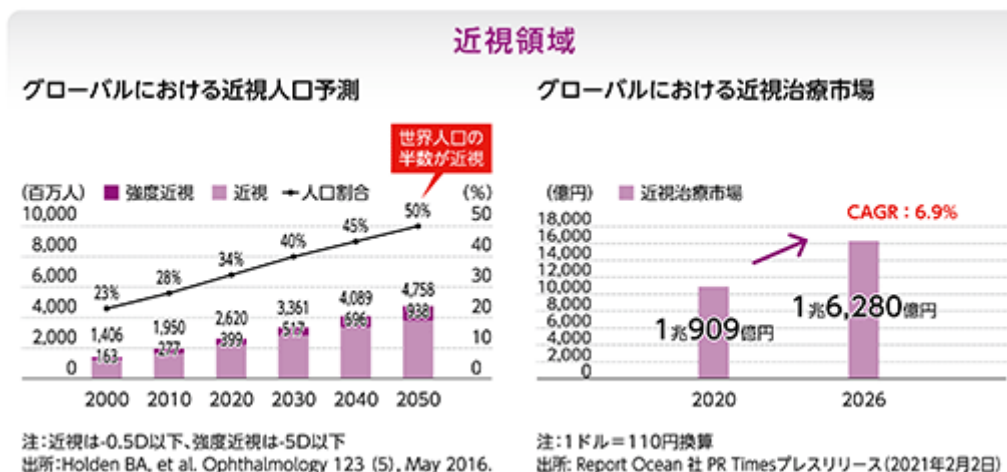
当社では経営戦略の基本方針として、「深化」と「探索」の両軸から成るT型戦略の概念を取り入れております。研究開発においては、全体の研究予算のうち約70%を「深化」（既存研究の深掘りや研究開発プロジェクト推進、知財の強化）に、約30%を「探索」（新領域における基礎研究や、基礎研究に基づく新規知財の創出など）に配分することで、短期的成果と中長期的成長の両立を図る、バランスの取れた研究体制を構築しています。

- *5 Co-Creation Core：パートナーと初期段階から研究テーマを共創し、双方の強みを活かして新たな価値を創出する。また、提携大学等の優れたサイエンスを早期検証して事業化を見極め、その知見を他領域へ展開することで、幅広いポートフォリオの拡充を目指す。

(2) 事業の概要

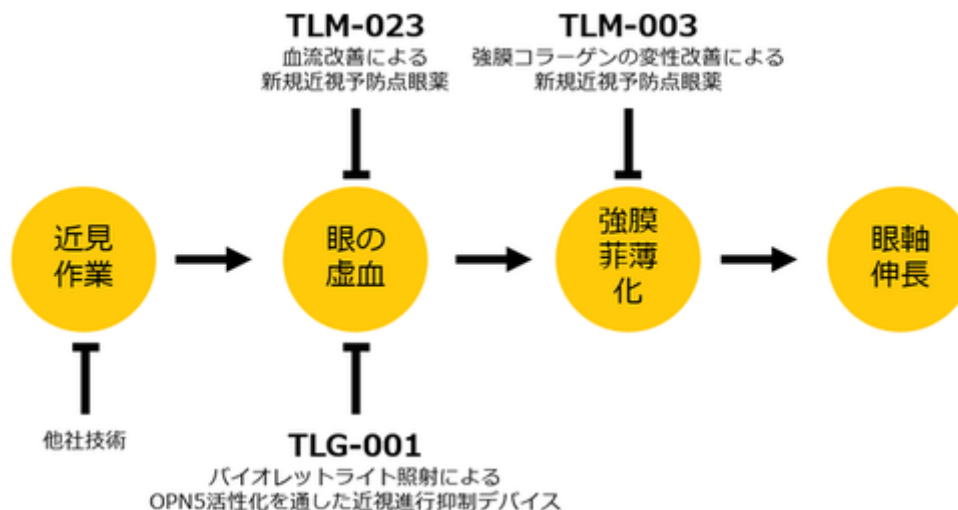
a 近視領域

近視は、網膜剥離・緑内障・黄斑変性など視覚障害を引き起こす失明原因の一つであり、有病率の急増は世界的な公衆衛生上の課題となっています。世界保健機関（WHO）が発表した『The Impact of Myopia and High Myopia』によると、2020年時点で世界の近視人口は約26億人に達しており、2050年には約48億人、世界人口のほぼ半数に相当するとの予測が示されています。また、近視は単なる屈折異常にとどまらず、進行すると強度近視となり、不可逆的な視機能障害を引き起こすことから、早期の介入と予防的介入法の確立が求められています。2024年12月には、日本国内において低濃度アトロピン点眼液が小児の近視進行抑制を効能効果とする医薬品として初めて承認され、近視治療に対する医療関係者・保護者・行政の関心が一層高まっています。近視領域は、全世界で数兆円規模の市場が見込まれており、特に疾患進行を抑制する根本的治療法の不足という点において、極めて大きなアンメット・メディカル・ニーズを抱える研究領域です。



当社代表取締役社長・坪田一男が教授を務めていた慶應義塾大学医学部眼科教室において、2017年に波長360～400 nmの可視光「バイオレットライト（*6）」が、近視の進行抑制に有効であることが発見されました。その後の研究により、バイオレットライトが非視覚系光受容体（*7）であるOPN5（オプシン5）（*8）を刺激することで、脈絡膜（*9）を介して眼球内の血流を維持・増加させる作用を有することが明らかとなっています。さらに、近視進行における虚血の役割、虚血が強膜へ及ぼす影響を踏まえたこれら一連の研究成果は、当社の中核技術として特許による保護を積極的に進めており、他社との差別化を図る独自の競争優位性の源泉となっています。中でも「現代の生活環境において不足しているバイオレットライトを、効率のかつ安全に子どもたちへ提供することにより近視進行を抑制する」という技術概念は、当社の研究開発活動の根幹を成す理念となっています。この考えに基づき、当社では以下に示すような多面的な研究アプローチを展開しております。

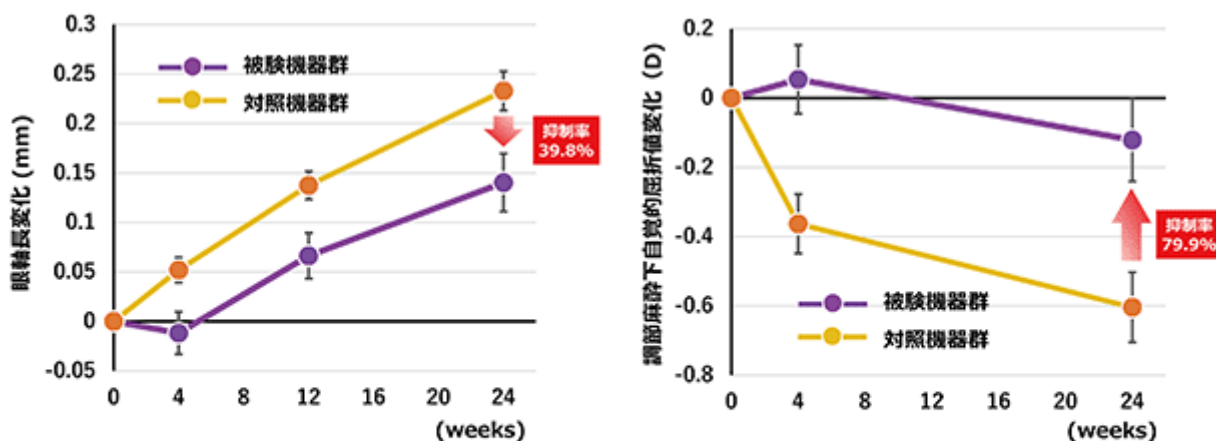
- *6 バイオレットライト：波長360～400 nmの光を指し、JIS Z 8120「光学用語」により、この波長域の光は可視光波長域の短波長限界と定義されている。
- *7 非視覚系光受容体：光受容体のなかで、「見るため」ではない目的で働く種類のものを指す。OPN5は非視覚系光受容体の一種のこと。
- *8 OPN5（オプシン5）：ヒトにおいて380 nmにその吸収スペクトルのピークを持つ、非視覚系光受容体のこと。
- *9 脈絡膜：網膜と強膜の間にあり、眼球壁を形成する膜のこと。



(a) TLG-001

TLG-001は、バイオレットライト（波長360～400 nm）を照度で照射することにより、子どもの近視進行を予防することを目的とした、メガネフレーム型の医療機器です。本デバイスにおけるバイオレットライト照度は、東京における屋外の水平方向・東西南方位の年間平均バイオレットライト放射照度に基づいて設定されており、現代の屋内中心の生活により不足しがちなバイオレットライトを適切に補うことを意図しています。デバイスの安全性については、探索的治験により確認済みであり、2022年6月より、パートナー企業である株式会社ジズホールディングス（以下、ジズ社）が、医療機器製造販売承認の取得に向けた最終段階の検証治験（*10）を実施いたしました。現在は、本試験結果を基に対象患者集団および評価方法の再検討を行い、中国での追加試験の実施を検討しております。当社は、ジズ社と日本国内における実施許諾契約を締結しており、近視進行抑制を目的とした医療機器としての製造販売承認の取得を目指し、ジズ社が当局への承認申請を行い、承認取得後販売開始を計画しています。本件におけるビジネスモデルは、契約一時金に加え、マイルストーン、ロイヤリティ収入を得る契約形態となっております。

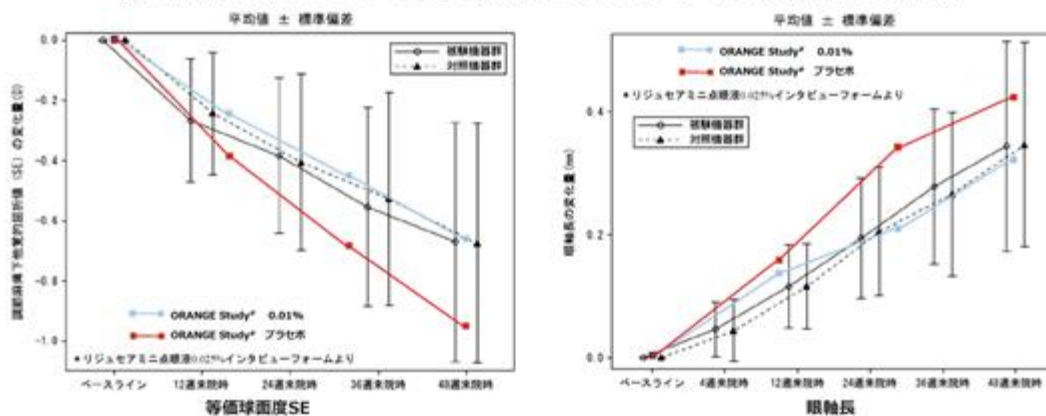
*10 検証治験：医療機器開発における、医療機器承認を目指した、主に有効性を評価する臨床試験のこと。



探索的臨床研究において、バイオレットライトに起因する有害自主或不具合の発生はなく、安全性が確認された。

混合効果モデルを用いた8～10歳のサブグループ解析にて、眼軸長変化と調節麻痺下他覚的・自覚的屈折変化量の全てにおいて統計学的に優位な差が認められた。

検証治験結果：TLG-001と既報の0.01%アトロピン点眼との比較



全体：2群間での有意差を認めなかったが、
被験機器・対照機器の両群とも既報の0.01%アトロピン点眼とほぼ同等

(b) TLM-003

TLM-003は、近視進行を抑制する新規メカニズムの点眼薬です。TLG-001がバイオレットライトによって眼内血流を増大させることで眼軸伸長を抑制して近視を予防するのに対し、本点眼薬は近視の進行に伴う強膜の菲薄化を抑制し、強膜の伸展を防ぐことによって眼軸伸長を抑制する作用機序を有しています。本剤は、すでに前臨床試験（近視モデルマウス）において有意な近視進行抑制効果を確認しており、その有効性の裏付けとなるデータをもとに、ロート製薬株式会社（以下、ロート社）と長期の開発契約を締結しております。ロート社においては、第1相臨床試験を終了して安全性を確認した上で、現在は第2相臨床試験が進行中です。さらに、2022年12月に独占的実施許諾契約を締結したLaboratoires Théa社においても国外での第2相臨床試験が開始され、国内外で臨床開発が進展しています。

(c) TLM-023

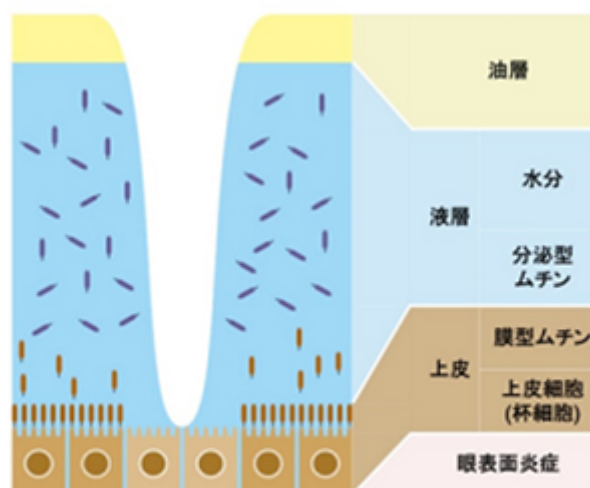
TLM-023は血流改善が期待される新規メカニズムの点眼薬です。近視進行においては眼の虚血が大きな役割を担っていると考えられ、本剤はその虚血を改善することで近視を予防する新規薬剤です。これまでに動物モデルでの有効性および安全性が確認されており、これらのデータをもとにヒトでの安全性を評価する臨床研究を開始予定です。

b ドライアイ領域

現代の視覚情報化社会において、眼は酷使される状況が常態化しており、乾燥環境による涙液の蒸発増大や、現代社会におけるストレスの蓄積による涙液分泌の低下が、ドライアイを引き起こす一因となっています。症状としては、眼が乾く、眼が疲れる、眼が重いといった不定愁訴（*11）が多く報告されており、日本国内だけでも約2,000万人の潜在的なドライアイ患者が存在すると考えられています（ドライアイ研究会ホームページより）。ドライアイは、涙液層の不安定性を背景とする不定愁訴を主症状とした疾患であり、その病態には涙液および眼表面の慢性炎症が深く関与していることが近年明らかになってきています。現代社会においてその有病率は急速に上昇しており、特に新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務が広がったことで、ドライアイ症状を有する患者が急増していると考えられています。涙液層の不安定化の主な要因は、涙液そのものの減少、ムチン層（*12）の減少や異常、油層（*12）の異常による涙液の過剰な蒸発に大別されます。これらの要因はいずれも涙液層の恒常性破綻を引き起こし、それに伴って眼表面の炎症や神経異常が生じることが知られています。さらに、この炎症や神経異常は涙液分泌のさらなる低下や構成成分の異常を招き、涙液層の不安定性を悪化させるという悪循環を形成します。現在、ドライアイ治療法の開発が、世界中で精力的に進められています。とりわけ、炎症を抑制しつつ涙液層の恒常性を回復させることを目指した新たな治療戦略が注目を集めており、ドライアイは依然として大きなアンメット・メディカル・ニーズを抱える領域であると位置づけられています。当社においても、こうした複雑な病態に対応すべく、眼の周囲環境を整えるためのメガネ型デバイスの開発や、涙液分泌を内因性に促進する機能性サプリメントの研究開発を推進しています。日常生活において無理なく取り入れられるこれらの新たなアプローチにより、ドライアイに伴う症状の軽減と視機能の質（Quality of Vision, QOV）の向上を図ることを目指しています。

*11 不定愁訴：頭痛や食欲不振など主観的な多岐にわたる自覚症状の訴えがあるものの、検査をしても客観的所見に乏しく、原因となる病気が見つからない状態。

- *12 涙液層（水層）、油層、ムチン層：涙を構成する3層。涙液（水）は上まぶたの涙腺から、ムチンという粘性成分は結膜から分泌される。最表層である油層は、上下まぶた裏側にあるマイボーム腺から出て、水分の蒸発を防ぐ役割がある。



(ドライアイ研究会資料より引用・改変)

(a) TLM-001

ドライアイは、上図に示すように油層・水層（涙液層）・ムチン層からなる3層構造の涙液層が不安定となり、眼表面に慢性的な炎症や不快感、さらには神経由来の慢性疼痛を引き起こす疾患です。これら3層のいずれか一つに障害が生じた場合でも、涙液層全体の安定性は損なわれ、視機能やQOV（Quality of Vision）に深刻な影響を与えることがあります。近年増加しているタイプのドライアイは、特に油層の機能不全に起因するものが多いとされており、この油層は、まぶたの縁に存在するマイボーム腺と呼ばれる脂腺から分泌される脂質によって構成されています。加齢や慢性炎症などの影響によりマイボーム腺機能が低下すると、油層が不安定化し、涙液の蒸発が亢進することでドライアイが悪化することが知られています。当社ではこの病態に着目し、ビタミンD関連物質であるTLM-001がマイボーム腺機能を回復させることを動物モデルおよび臨床研究により見出しました。マルホ株式会社と本剤の全世界における開発および商業化に関する契約を締結し、TLM-001を主成分とする眼軟膏の開発を進めております。マルホ株式会社による臨床試験は、本事業年度において初期第2相臨床試験へ移行し、マイルストーンを受領いたしました。今後も、本開発が進展することにより、マイルストーン収入を段階的に得るとともに、製品が上市された際にはロイヤリティ収入を受け取る契約スキームとなっており、当社のドライアイ領域における中核的なパイプラインの一つとして位置づけられています。

(b) TLM-017

TLM-017は、眼の表面を修復・維持する幹細胞の働きを高めることを目的とした新しい点眼薬です。現在、眼移植片対宿主病（oGVHD）（*13）を対象として非臨床開発を進めており、将来的にはドライアイやマイボーム腺機能不全（MGD）などの眼表面疾患への適応拡大も視野に入れています。oGVHDは、造血幹細胞移植後に発症する重篤な眼表面疾患であり、現在の治療は症状を和らげることが中心であるため、新たな治療法に対する医療ニーズが存在しています。TLM-017は、前臨床試験において眼表面組織の改善や幹細胞機能の維持を確認しており、現在、臨床研究が実施されています。導出を含めた事業化を推進しています。

- *13 眼移植片対宿主病（oGVHD）：GVHDは同種造血幹細胞移植後にドナーの免疫細胞が患者様の眼組織を異物とみなし攻撃することで発症する合併症。GVHDの中でも、眼に発症する眼移植片対宿主病（oGVHD）は、慢性GVHDであることが多く、重度のドライアイや激しい痛み、視力低下を伴う。

c 老視領域

老視は、加齢に伴って水晶体が硬化し、その弾性が低下することで生じる調節力の低下であり、40歳頃から多くの人にみられる加齢に伴う視機能の変化です。主な症状として近方視が困難となり、読書やスマートフォンの操作など日常生活に支障をきたすことがあります。これまで老視に対しては、多焦点眼鏡やコンタクトレンズ、眼内レンズ、リーディンググラスなどによる光学的補正が中心であり、水晶体の加齢変化そのものに作用する治

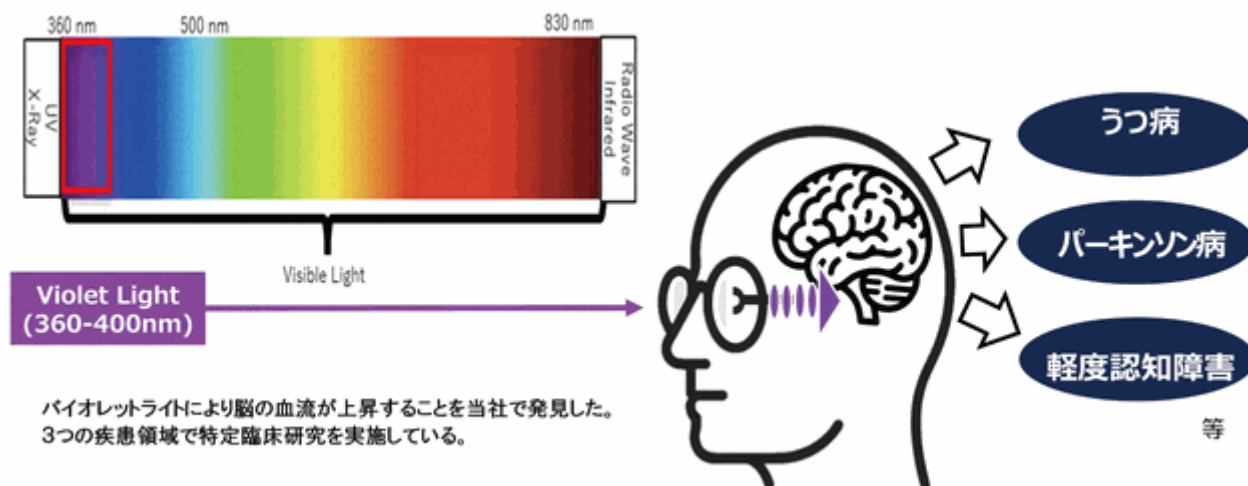
療法は現時点では確立されていません。世界的な高齢化の進展に伴い、老視による生活の質（QOL）の低下は今後さらに重要な課題になると考えられています。水晶体の老化には、細胞代謝や酸化ストレス、タンパク質の架橋形成など複数の因子が関与すると考えられており、当社ではこれらの老化メカニズムに着目し、代謝調節という新たなアプローチによる医薬品や関連製品の研究開発を推進しています。

d 脳疾患領域

(a) TLG-005

眼が脳の神経組織の一部であることに着目し、当社では、バイオレットライトが眼のみならず脳にも血流促進効果をもたらす可能性に注目し、研究を重ねてまいりました。その結果、バイオレットライトの照射により脳内血流の増加を実証し、この作用が中枢神経系疾患に対する新たな治療的可能性を持つことが示唆されています。

従来、バイオレットライトは近視予防に有効であることが知られてきましたが、近年ではそれに加え、うつ病や認知症などの脳疾患への応用可能性についても検討が進められており、当社ではうつ病、パーキンソン病、および軽度認知障害を対象とした特定臨床研究を実施しました。いずれの研究においても、機器の安全性が確認されております。うつ病に関しては、有効性を示す結果が得られ、パーキンソン病においても、一部の症状に対してバイオレットライトの照射が改善効果を示唆する結果が得られております。これまでに得られたデータを基に、事業化に向けた提携交渉を行っております。



e その他

当社では、バイオレットライトの医療応用に関する研究を多角的に展開しています。現在、バイオレットライトが脈絡膜の機能維持に寄与する可能性に着目し、後眼部疾患への応用に向けた基礎的・臨床的検討を進めています。また、光による角膜コラーゲンのクロスリンク（*14）を用いた円錐角膜治療の臨床研究（TLG-003）から得られた知見を基に今後の開発方針を検討中です。さらに、網膜に存在する非視覚系光受容体OPN5が、概日リズム（*15）を調節する上で重要な役割を果たすことが明らかとなっており、これを応用した新たな治療アプローチとして、女性の月経不順を対象としたバイオレットライト照射による臨床研究を実施いたしました（TLG-021）。サーカディアンリズムの調整を通じた非薬物的かつ副作用の少ない治療手段の確立を目指しています。また、ペット医療への展開も視野に入れ、老犬の体調管理を目的としたバイオレットライト照射の有用性を評価する研究を、公的支援のもとで実施いたしました（TLG-019）。

*14 クロスリンク：ドイツのSeilerらが開発した円錐角膜の手術方法のこと。リボフラビンなどを点眼し、365nmの波長の光を照射すると、角膜のコラーゲン繊維が架橋（クロスリンク）される。

*15 概日リズム：体内時計である約24時間周期のリズムを概日リズム（サーカディアンリズム）と呼ぶ。

(3) 当社のパイプライン

以下の表は、当社の開発製品並びにその適応症、市場、開発段階及び本書提出日現在の進捗状況を示しております。

なお、製品の開発に際しては様々なリスクを伴います。当社製品の開発リスクの概要については、「第2 [事業の状況] 3 [事業等のリスク]」の通りであります。

パイプライン一覧

※2026年5月時点

コード	想定適応症	パートナー	基礎研究	前臨床試験	臨床研究	臨床試験			申請	上市
						Phase 1	Phase 2	Phase 3		
TLM-001	マイボーム腺機能不全	maruho		終了	終了	実施中				
TLM-003	近視	ROHTO ^{※2} Thea ^{※3}		終了	終了	実施中				
TLM-017	角結膜障害	未定		終了	実施中					
TLM-018	OTC 点眼薬	ROHTO			終了					
TLM-023	近視	未定	終了	実施中						
TLG-001 ^{※1}	近視	JINS BYPT ^{※4}			終了				追加治験計画中	
TLG-003 ^{※1}	円錐角膜	未定		終了						
TLG-005D	うつ病	未定		終了						
TLG-005P	パーキンソン病	未定		終了						
TLG-020	網膜色素変性症	未定		終了	実施中					
TLG-021	月経不順	未定		終了						

※1 バイオレットライト関連製品 (TLG-001, TLG-003) については、普通特許に加え、基本特許で保護。基本特許は日米中台韓で登録。特許費を把握中
 ※2 国内: 台湾、ベトナム、インドネシア ※3 Laboratoires Théa (米、欧)
 ※4 Beijing Type Pharmaceutical Technology (中国、香港、マカオ、台湾)

上市済みパイプライン一覧

※2026年5月時点

コード	商品名	商品カテゴリ	特性・成分	パートナー
TLM-005	ロートクリアビジョンジュニア など	サプリメント	クロセチン	ROHTO
TLM-018関連製品	ロートアイビジョン	第3類医薬品 (目薬)	ベルベリン塩化物水和物 など	ROHTO
TLG-008	バイオレットライトプラス	バイオレットライト照射	バイオレットライト照射	JINS

4【関係会社の状況】
該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文章中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社は「VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする」をパーパスに掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などアンメット・メディカル・ニーズ（UMN）の高い疾患領域において、革新的なソリューションの創出を目指しております。慶應義塾大学医学部発の研究開発型ベンチャーとして、世界的に拡大する近視人口、ドライアイによるQOL（生活の質）の低下、老視の予防・治療ニーズの高まり、ならびに中枢神経系疾患に対する医療的対応の必要性といった社会課題に真正面から取り組み、企業価値の向上を図っております。

(2) 経営戦略

当社は、短期的な利益の最大化にとらわれるのではなく、社会課題の解決という本質的な目標に対し、長期的な視点から真摯に取り組むことを基本方針としています。特許に繋がる独自の発明（Invention）と、パートナー企業との協働による社会実装（Implementation）を掛け合わせることで、確実なイノベーションの創出を目指しています。この目標を達成するために、当社は社会課題の解決と企業の持続的成長の同時実現を目指すCSV経営（*1）の考え方にに基づき、パートナー企業と連携し、社会課題の解決を企業活動の原動力とすることで新たな社会価値を創造し、持続可能なかたちで企業価値の最大化を図ってまいります。

*1 CSV（Creating Shared Value：共有価値の創造）とは、企業が強みを生かしながら本業を通じて社会課題の解決に貢献することで、社会的価値と経済的価値の双方を同時に創出し、持続可能な成長を実現する経営アプローチを指します。従来のCSR（企業の社会的責任）とは異なり、社会貢献と事業成長を一体化させる点に特徴があります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、各パイプラインの事業化（上市）を目指して共同研究または実施許諾を行うベンチャー企業であり、事業化後（上市后）のロイヤリティ収入を安定的に計上するステージにはまだありません。従いまして、当社は、ROA（総資産利益率）やROE（自己資本利益率）といった経営指標を目的とせず、各パイプラインの進捗状況等を適時かつ正確に管理することを目標とした事業活動を推進してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

基礎研究、知財発掘および管理の強化

当社は、近視、ドライアイ、老視および脳疾患といったUMNの高い分野において、先進的な研究開発に取り組んでいます。

当社は創立初期より、契約一時金を含むライセンス収入を安定的に確保しながら、財務的な健全性を保ちつつ研究開発を推進してきました。こうした取り組みを通じて、価値ある研究成果を継続的に創出し、パートナー企業との共同研究開発へとつなげるエコシステムを構築しております。また、研究成果に基づく知的財産の戦略的な管理・活用を通じて、導出力（ライセンシング・パワー）の強化にも注力しております。将来的には、これらの研究成果をもとに、パートナー企業との共同開発を通じて製品化を実現し、上市された製品からロイヤリティ収入を得るビジネスモデルの構築を目指しております。得られた収益は、さらなる研究開発への再投資に活用し、新たな革新的ソリューションを次々と創出することで、UMNの高い領域における選択肢を拡げ、社会に貢献してまいります。

国内・海外事業開発の強化

当社のビジネスモデルは、独自の技術・知財を基盤に、国内外のパートナー企業と共同研究開発やライセンス契約を締結し、契約一時金、マイルストーン、上市後のロイヤリティによって収益を得るものです。得られた収益は新たな研究開発に再投資し、継続的にパイプラインと企業価値を拡充する循環型モデルを構築しています。当社のような小規模のバイオベンチャーにおいては、研究開発の質と臨床研究および臨床試験の効率のかつ迅速な実施を図る上でも、強固かつ効率的な共同研究開発体制の構築が極めて重要な課題です。今後も国内外の有力な研究機関および企業との連携をさらに拡大・深化させるべく、適切なコミュニケーションを重ねながら、研究開発および事業開発機能の強化を進めてまいります。

レギュラトリーサイエンス（*2）の強化

研究開発の成果を、医薬品医療機器総合機構（PMDA）をはじめ、米国食品医薬品局（FDA）、欧州医薬品庁（EMA）、中国国家薬品监督管理局（NMPA）など、各国の規制当局からの承認取得へとつなげ、事業化を実現していくためには、レギュラトリーサイエンスへの対応力の強化が不可欠です。当社では、研究開発本部を中心に社内の専門性を継続的に高めることにより、グローバルな開発・承認戦略にも対応できる体制の構築を進めております。

*2 レギュラトリーサイエンスとは、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学です。

企業体質の強化

当社は、社会課題の解決と企業の持続的成長の同時実現を目指すCSV経営の考え方にに基づき、社会課題の解決を企業成長の原動力とすることを基本方針としています。その実行基盤として、米国の先進的スタートアップにおいても成果を上げているOKR（*3）を導入し、ビジョン・ミッションに直結した目標設定と進捗管理体制を構築しております。OKRの導入により、個人と組織の目標をビジョン・ミッションと明確に結びつけ、戦略と現場の一体化、意思決定の迅速化、成果の可視化を図ることが可能となります。当社はこの仕組みを通じて、企業体質を強化してまいります。

*3 OKR（Objectives and Key Results）とは、企業が達成すべき目標を具体的な成果指標とともに設定し、組織全体で一貫した目標達成を目指すマネジメント手法です。

経営体制の強化

a 人材の確保と育成

大学発ベンチャーにおいては、卓越したサイエンスの成果を有しながらも、ビジネスの視点での評価や市場での信頼獲得が課題となるケースが多く見受けられます。当社においても、技術力や研究開発力に加え、経営および事業推進の視点を備えた多様な人材の確保が、今後の成長を加速させる上で重要な経営課題であると認識しております。

こうした認識のもと、当社は上場企業としての信用力と社会的認知度を活かし、国内外から多様なバックグラウンドを持つ優れたビジネス人材の確保・登用を進めてまいります。これにより、当社が有する知的財産権の価値最大化を牽引するとともに、事業環境の変化を踏まえて柔軟かつ機動的に対応し得る戦略的な経営体制の構築を通じて、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

b コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営の健全性・透明性の確保と、あらゆるステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であると認識しております。特に当社は、上場企業、医療機関、公的研究機関などとの共同研究開発・事業提携を通じて研究開発を推進しており、こうした取引関係を維持・拡大していくためにも、社会的信用の継続的な向上が重要な経営課題となっております。このような認識のもと、当社は小規模な組織ながらも、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の整備を進めております。具体的には、管理部門の人員体制および内部統制機能の強化に加え、内部監査人と監査役との連携を通じて、業務執行の適法性および妥当性の監視機能を高めております。また、財務報告に関わるリスクの提言と、経営における意思決定の質の向上を図ることで、健全かつ透明性の高い経営体制の構築を推進しております。今後も、ガバナンス体制の継続的な見直しと改善に努め、法令遵守・情報開示・リスク管理の強化を通じて、社会的責任を果たす企業としての基盤を一層強固なものとしてまいります。

c 資金調達・財務基盤の強化

当社は、上市までに長期の研究開発期間を要するバイオベンチャーであり、その過程において、臨床研究や臨床試験に多額の資金を必要とします。こうした資金需要に対応するため、当社は外部からの資金調達手段の多様化を図りつつ、財務基盤の強化に取り組んでおります。具体的には、必要に応じた株式市場からのエクイティファイナンスに加え、金融機関からの融資、各種助成金・補助金の活用を通じて、中長期的な成長を支える資金を安定的に確保してまいります。また、運転資金確保の観点から、金融機関との間で、当座貸越契約（極度額10億円）を締結し、資金繰りの柔軟性向上を図っております。

慶應義塾大学および他大学との研究協力体制の構築

当社は、慶應義塾大学をはじめとする国内外の大学・研究機関との共同研究を積極的に推進しております。すでに複数の研究機関との連携を開始しており、今後もさらなる拡充を図ってまいります。研究開発戦略の中核には、CCCコンセプトを基盤に、当社独自の助成制度であるT-SBIR（*4）を位置づけ、アカデミアとのネットワークを国内外に広く構築しています。これにより、高度な専門性を有する研究者による先端的な研究テーマを早期に発掘・創成・強化し、適切なリスクを取りながら、研究開発の推進と早期の事業化を目指す体制を整えております。持続的に価値ある研究開発を行ううえで、多様な知見と技術を有するアカデミアとの連携は極めて重要と考えており、このような認識のもと、共同研究契約等を通じて、大学・研究機関との信頼関係に基づく協力体制を今後も継続的に強化してまいります。

*4 T-SBIR（Tsubota Small Business Innovation Research）とは、米国の中小企業向け研究開発助成制度（SBIR）に着想を得て当社が設立した、大学や研究機関に対する独自の研究助成制度です。革新的なアカデミアの研究活動を支援し、その成果の事業化を推進することを目的としています。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、「VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする」というパーパスのもと、慶應義塾大学医学部発のヘルスケア・ベンチャーとして、持続可能な社会の実現に貢献することを企業活動の中核に据えています。近年、世界的に進行する近視人口の増加、ドライアイによるQOLの低下、加齢に伴う老視の進行に加え、うつ病やパーキンソン病などの中枢神経系疾患の患者数も増加の一途をたどっています。現代社会が直面するこれらの医療課題に対して、独自の視点に基づく科学的アプローチと技術革新を強みに、イノベーションの創出に真摯に取り組んでいます。これらの社会課題に挑むことは、単なる医療ビジネスにとどまらず、誰もが年齢や生活環境に左右されずに健やかに暮らせる社会を実現するためのサステナブルな挑戦です。当社は、研究開発の推進に加え、パートナー企業やアカデミアとの連携を通じて、環境負荷の少ない医療技術やサービスの開発にも注力しています。こうした取り組みの一つひとつが、社会全体のウェルビーイング向上に貢献し、同時に企業としての持続的な成長にもつながるものと確信しています。当社は今後も、「科学で社会に貢献する企業」として、ステークホルダーの皆様とともにサステナブルな未来の実現を目指してまいります。

ガバナンス

サステナビリティに関する方針を決定し活動を円滑に進めるため、当社では、原則として月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。経営に関する重要事項を柔軟かつ迅速に決定し、経営基盤の強化、拡充に注力するとともに、その過程で生じた課題や問題点の解決も図っています。また経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として経営会議を設置しており、毎月1回開催し、経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っています。

また、持続可能な成長を目指し、大学の研究成果や知的財産を活用した商業化を通じて、社会実装を推進しています。国連の持続可能な開発目標（SDGs）にも貢献し、特に「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育もみんなに」「9 産業と技術革新の基礎をつくろう」の3つの目標に対して、事業を通じて積極的に取り組んでいます。

戦略

研究開発推進と新たなパイプライン創出

アカデミア、研究機関といった共同研究先との継続的な研究開発と新規知財の発見、パートナー企業への知財の導出に注力しております。また新たなパイプラインの創出に向けて、共同研究先との新規契約を締結する等、陣容の拡大を図っています。

人材の獲得

医療やライフサイエンスの領域におけるイノベーションは、世界が直面している社会課題の解決に強く結びついており、その事業推進力の源泉は優秀な人材の確保にあります。

当社では自社のシーズ・パイプラインに関連する研究をしている研究者を国内外から招聘し、オープンイノベーションによって外部の技術・アイデアを取り入れることで、既存事業の深化と新規事業の探索を目指しており、基礎研究、知財、臨床研究等で知見を有する人材に対して、国籍、性別、バックグラウンド、年齢を問わず、幅広く門戸を広げています。

また当社は事業の深化と新規事業に向けた探索を同時に追求するT型戦略を実践していくことに努めておりますが、このことは企業だけではなく、個々人の生き方にも言えるとの考えから、社員一人一人が自身の専門性を更に深化させるとともに、それを軸として専門以外の分野にも幅広く関心を持ち、ネットワークを築き、知識を広げていくことができる取り組みを進めています。同時に、女性活躍をはじめとするダイバーシティの推進も推進しています。

社内環境整備に関する方針

当社では、在宅勤務やフレックス制度等、社員が個々の事情に合わせて働きやすい環境づくりに注力しており、今後も多様性の確保に向けた施策を推進してまいります。

リスク管理

当社は、持続的な企業価値向上を実現するため、サステナビリティに関連するリスク及び機会を経営上の重要課題として認識し、取締役会及び経営会議において継続的に管理・監督しております。

当社は研究開発型企業として、研究開発の進捗及び事業化の不確実性、知的財産の保護・活用、法令・規制への対応、人材の確保・育成、情報管理並びに資金調達環境の変化等を重要なリスクとして認識しております。これらのリスクについては、各部門において把握及び評価を行い、その重要性に応じて経営会議及び取締役会に報告するとともに、必要な対応策を講じることで適切なリスク管理に努めております。

一方で、世界的な高齢化の進展や近視、ドライアイ、中枢神経系疾患等の患者数増加に伴い、医療ニーズは拡大しており、当社にとっては新たな研究開発テーマの創出、事業提携機会の拡大及び新規事業の創出につながる重要な機会であると認識しております。当社は、こうした事業機会を適切に捉え、迅速に対応するため、大学や研究機関との共同研究、知的財産の創出及び活用、外部パートナーとの連携を通じて、新たな価値創出に取り組んでおります。

当社は今後も、リスクの適切な管理と事業機会の積極的な追求を両立させることで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指してまいります。

指標及び目標

人材育成方針や社内環境整備方針に関する具体的な指標は設定しておりません。

しかしながら、経営陣が社員と定期的に面接を実施し、各社員が日常業務の中で感じていることのヒアリングを行うとともに、人材獲得や育成方針、また労働環境等について意見交換を実施し、より働きやすい環境の実現や社内制度の改善に向けての取り組みも推進しております。

3【事業等のリスク】

当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性がある主な事項を以下に記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクと考えていない事項及び具体化する可能性が必ずしも高くないと想定される事項についても、投資判断の上で又は当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。リスクの発生をすべて回避できる保証はありません。また、以下の記載内容は当社のリスクすべてを網羅するものではありませんのでご留意下さい。

当社は、医薬品、医療機器等の開発を行っていますが、医薬品、医療機器等の開発には長い年月と多額の研究費用を要し、各パイプラインの開発が必ずしも成功するとは限りません。特に研究開発段階のパイプラインを有する製品開発型バイオベンチャー企業は、事業のステージや状況によっては、一般投資者の投資対象として供するには相対的にリスクが高いと考えられており、当社への投資はこれに該当します。

また、本項記載の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

医薬品及び医療機器パイプラインの開発及びそれに伴う収益獲得の不確実性

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

医薬品及び医療機器の開発には多額の研究開発投資と長い年月を要しますが、臨床試験で有用な効果を発見できないこと等により、研究開発が予定どおりに進行せず、開発の延長や中止の判断を行うことは稀ではありません。また、日本国内はもとより、海外市場への展開においては、各国の薬事関連法等の法的規制の適用を受けており、新薬等の製造及び販売には各国別に厳格な審査に基づく承認を取得しなければならないため、有効性、安全性及び品質等に関する十分なデータが得られず、予定していた時期に上市できずに延期になる、又は上市を断念する可能性があります。

これは、当社のパイプラインを他社に導出した場合も同様であり、当社が研究開発を行った医薬品及び医療機器候補及び他社に導出した医薬品及び医療機器の候補の上市が延期又は中止された場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

副作用発現

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

医薬品及び医療機器には、臨床試験段階からさらには上市以降において、予期せぬ副作用が発現する可能性があり、当社に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

医薬品、医療機器等法その他の規制に関する事項

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社の属する医薬品及び医療機器業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の医薬品、医療機器等法、薬事行政指導、医療保険制度及びその他関係法令等により、様々な規制を受けております。

医薬品及び医療機器は基礎研究から製造販売承認を取得するまでには、多大な開発コストと長い年月が必要となります。研究開発期間中に当初は見込んでいない法的規制の改定等により、医薬品及び医療機器として規制当局が認めない場合には、承認が計画どおり取得できず上市が困難になる可能性があります。これは開発品を他社に導出する場合も同様であり、当初計画した条件での導出が行えない可能性、導出そのものが困難になる可能性、導出した場合にその契約内容が変更になる可能性若しくは導出契約が解消される可能性があります。また、当社開発品への承認を取得できた際にも、健康保険の対象として保険収載されない場合や、計画どおりの保険価格が付されない可能性があります。このような事象が生じた場合、また、将来各国の医薬品、医療機器等法等の諸規制に大きな変化が生じた場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

資源投入リスク

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：3年以内、影響度：中

当社は、上場時の公募増資等により調達した資金を用いて、研究開発の強化及び研究員を拡充することとしております。

当該計画に基づき、研究開発力を核とした持続的成長を実現するための研究開発に、積極的に経営資源を投入する方針であり、2026年以降も引き続き、特定臨床研究費及び治験費への投入を計画しております。しかしながら、研究開発の成果が目標から大きく乖離した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、臨床試験の結果、予測していた有効性が証明できない、あるいは予測していない副作用が発現した等の理由で承認申請を断念しなければならない可能性があります。

競合について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

医薬品及び医療機器の研究開発分野では、国内外の製薬企業、バイオベンチャー及び研究機関等が研究開発を進めており、技術革新も急速に進展しております。当社が開発する技術又は開発品について、競合技術や競合製品が優位性を有すると評価された場合には、新たな共同研究開発契約又は実施許諾契約の締結が想定どおり進まない可能性があります。また、導出後においても、競合製品の開発進展や市場投入等により、開発計画の変更、上市時期の遅延、販売規模の縮小等が生じた場合には、マイルストーン収入又はロイヤリティ収入に影響を及ぼし、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外市場について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、事業拡大戦略の一環として、海外展開を行ってまいります。進出にあたっては、現地の市場動向や関連法令の有無・内容等に関する調査を行い、慎重な判断を行っておりますが、今後、予期しない法規制の変更、政情不安等による社会的混乱等のリスクが顕在化し、当初の計画どおりに事業展開が進展しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社が携わる研究開発領域は、技術の革新及び進歩が著しく速いバイオテクノロジー分野に属しております。そのため、当社は、大学、公的研究機関及び大手製薬会社等との連携を通じ、最先端の研究成果・情報を速やかに導入できる体制を構築する予定であります。

しかしながら、急激な研究の進歩等により医薬品及び医療機器の研究開発において有効と思われる研究成果等への対応が困難となった場合、当社の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、必要な研究成果を常に追求するためには多額の費用と時間を要することから、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

共同研究型パイプラインについて

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、医薬品及び医療機器の研究開発において、共同研究開発契約及び実施許諾契約（導出）を通じて契約一時金、開発進捗に応じたマイルストーン及び上市後のロイヤリティ収入等を獲得することを基本的な事業モデルとしております。このため、新規の共同研究開発契約及び実施許諾契約の締結状況は、当社の事業戦略及び経営成績に重要な影響を及ぼします。

しかしながら、新規提携及び導出の成否や契約条件は、研究開発の進捗、非臨床試験及び臨床試験の結果、知的財産の状況、市場環境、競合技術、パートナー候補企業の開発戦略や経営方針等、当社がコントロールできない様々な要因の影響を受けます。そのため、当社が想定する時期又は条件で新たな共同研究開発契約若しくは実施許諾契約を締結できない場合や、契約締結までに想定以上の期間を要する場合には、契約一時金等の収益計上時期が遅延し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が導出した医薬品及び医療機器候補については、パートナーが主体となって開発、臨床試験及び承認申請を実施するため、その進捗や結果は当社の業績に影響を及ぼします。当社は導出後も技術的支援等を行います。開発方針や開発継続の判断はパートナーが行うものであり、当社がこれをコントロールすることはできません。そのため、開発の遅延、中止又は承認申請の断念等により、マイルストーン収入やロイヤリティ収入が計画どおり得られない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、既存の共同研究開発契約及び実施許諾契約には、一定の条件の下で契約を終了できる旨の条項が含まれている場合があります。そのため、パートナーの経営方針の変更、事業戦略の見直し、経営環境の悪化その他当社がコントロールできない事情により契約が終了した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、現時点において、主要な提携契約について契約終了を想定する事象は発生しておりません。

また、医薬品及び医療機器業界では組織再編やM&Aが活発に行われており、当社のパートナー企業においても、組織再編や競合他社による買収等が生じる可能性があります。このような事象により開発方針や事業戦略が変更された場合には、共同研究又は開発計画に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、これらのリスクの低減を図るため、複数のパイプライン及び提携先を有するポートフォリオを構築するとともに、研究開発の初期段階から共同研究や導出を進めることにより、開発リスクの分散に努めております。また、技術的課題により開発継続が困難となった場合には、研究資源を成功可能性の高いテーマへ再配分するとともに、パートナーの戦略的判断等により開発が中止された場合であっても、当社が開発継続に合理性があると判断した場合には、自社開発又は新たなパートナーとの提携による開発継続を検討いたします。

重要な契約について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

経営上重要と思われる契約の概要は、「第2 事業の状況 5 重要な契約等」に記載のとおりであります。現時点において、経営上の重要な契約の相手先とは、当該契約の遂行に支障をきたすような事象は発生しておりませんが、今後において、当該契約の期間満了、相手先の経営状態の悪化や経営方針の変更による契約解除その他の理由による終了、若しくは当社にとって不利な改定が行われた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす場合があります。

提携関係に関する事項について

a パートナー企業との提携関係について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、開発品の導入や導出のほか、研究開発の各段階において広範な提携関係を構築し、それによって固定費の増加を回避しつつ最先端技術の取込みを図っております。特に研究開発本部では、組織の規模拡大を一義とせず、自社では専門性を有する少数の人材を確保するに留め、パートナー企業との協力・協業によって研究開発活動を遂行しております。当社は、自社の研究開発人員とこれらの提携関係をもって研究開発体制を構築しております。これら提携関係のうち、特に重要と考えられる契約は、「第2 事業の状況 5 重要な契約等」に記載のとおりであります。今後も事業基盤の強化、効率的な経営の実現に向けて、広範な提携関係の構築を推進してまいります。当社の計画どおりに提携関係が構築できない場合、提携関係に想定し得ない変化が生じた場合、提携の効果が当初の計画を下回る場合、若しくは提携関係が当社の意図に反して解消された場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

b 外部委託研究員との提携関係について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の研究開発活動は、研究開発の各段階において外部委託研究員と広範な提携関係を構築し研究開発活動を行っており、研究開発活動において重要な役割を果たしております。

当社では、これらに外部委託研究員に過度に依存しない研究開発体制を築くために、研究開発体制の強化を図っております。しかしながら、当面の間はこれら外部委託研究員への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状態において、これら外部委託研究員の研究開発活動への関与が何らかの理由により困難となった場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

収益計上について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社の収益は、共同研究開発契約及び実施許諾契約に基づく契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン収入並びに製品上市後のロイヤリティ収入により構成されております。これらの収益は、契約締結、開発進捗、承認取得及び販売開始等の特定の事象の発生を前提として認識されるため、収益計上の時期及び金額が年度ごとに大きく変動する可能性があります。

また、契約締結、研究開発、承認申請及び販売は、当社のみならずパートナー企業の事業戦略、研究開発の進捗、規制当局の判断及び市場環境等の影響を受けるため、当社が想定した時期に収益を計上できない場合や、収益額が計画を下回る場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

剰余金の分配について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金の分配を検討する所存ではありますが、当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先するため、配当等の株主還元は行わない方針としております。

この点、収益計上額の大きな変動若しくは、収益計上の時期の変更等により、将来的な剰余金の分配について遅れる可能性があります。

会社組織に関する事項

a 組織体制及び専門人材の確保について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、研究開発型企業として少数精鋭の組織体制により事業を運営しております。このため、役職員一人ひとりが高度な専門性を有し、研究開発、知的財産、事業開発、薬事、臨床開発及び経営管理等において重要な役割を担っております。

今後の事業拡大及び持続的な成長のためには、専門性を有する人材の採用、育成及び定着が重要であると認識しております。しかしながら、必要な人材を適時に確保又は育成できない場合や、主要な役職員が退職、休職その他の理由により業務遂行が困難となった場合には、研究開発、事業開発又は経営管理体制に影響を及ぼし、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、組織体制の強化、業務の標準化・属人化の解消及び計画的な人材採用・育成を進めることにより、これらのリスクの低減に努めております。

b キーパーソンリスクについて

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社の研究開発及び経営戦略・経営管理は、高度な専門知識及び経験を有する役職員により支えられております。当社では組織体制の強化を進めておりますが、主要な役職員が退職その他の理由により業務遂行が困難となり、適切な後任を確保できない場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等に関する事項

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、本書提出日現在において提起されている訴訟はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、このような事態が生じた場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

知的財産権

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、大学等との共同研究を通じて創出した研究成果及び知的財産を基盤として、共同研究開発契約及び実施許諾契約（導出）を締結する事業モデルを採用しており、知的財産権は当社の事業競争力を支える重要な経営資源であります。このため、知的財産権の取得、維持及び活用の状況は、当社の事業活動及び経営成績に重要な影響を及ぼします。

当社では、研究成果について特許出願等を行い知的財産権の確保に努めておりますが、出願中の特許が全て権利化される保証はなく、また、権利化された場合であっても、当社が期待する範囲の権利が認められない可能性があります。さらに、競合他社による代替技術の開発や、当社の知的財産権の権利範囲を回避する技術が開発された場合には、当社の競争優位性が低下し、新規の共同研究開発契約又は実施許諾契約の締結や契約条件に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、研究開発及び事業活動において必要に応じて第三者の知的財産権に関する調査を実施し、知的財産権侵害の未然防止に努めております。現時点において、当社の開発パイプラインに関して第三者との間で知的財産権に関する重大な紛争は発生しておりません。しかしながら、知的財産権に関する紛争を完全に回避することは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、研究開発又は事業活動に支障を来し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、大学等との共同研究における知的財産権の帰属及び活用について、契約締結時に十分な協議を行い、適切な管理及び運用に努めております。

職務発明について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

役員、従業員等の職務発明の発明者から特許等を譲り受ける場合、当社は特許法に基づき相当の対価を支払わなければなりません。当社では「職務発明取扱規程」を設けておりますが、これまで発明者との間で問題は生じておりません。しかしながら、将来、発明者との間で対価の支払請求等について問題が生じる可能性があります。その場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

特定人物への依存について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：15年以内、影響度：大

当社は、代表取締役社長である坪田一男が創業した大学発研究開発型企業であり、同氏は当社の研究開発戦略、事業戦略及び大学・研究機関との連携において重要な役割を担っております。また、同氏は主要株主でもあり、当社の経営基盤において重要な位置付けを有しております。

当社では、研究開発、事業開発及び経営管理に関する組織体制の強化を進めるとともに、権限委譲及び人材育成を通じて特定の個人への依存度の低減に努めております。しかしながら、何らかの理由により坪田一男が当社の業務執行又は研究開発活動への関与を継続できなくなった場合には、当社の研究開発、事業活動及び対外的な信用に影響を及ぼし、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

慶應義塾大学医学部眼科学教室との関係について

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、自社での研究活動の他、慶應義塾大学医学部眼科学教室と共同研究を実施しており、特許権について共同保有する等しております。外部委託研究員の多くが慶應義塾大学にも所属しております。

当社は同大学から、商業化を行う大型特許については、全て買取をしておりますが、まだ商業化を計画していない一部の特許については買取をしていないため、今後同大学との間で、共有特許について同大学から独占の実施権の許諾を受け、契約一時金及びかかる特許権を第三者に実施許諾したことによる収入（契約一時金、マイルストーン収入、ロイヤリティ収入）の一定料率に相当する金額を同大学に支払うこと等を定めた契約を締結した場合は、当該契約に基づき、上記に該当する収入を受け取った場合には、一定率の金額を慶應義塾大学に支払うこととなります。

また、同大学との取引については、良好な関係を維持しつつも当社又は株主の利益を害することのないよう、法規制を遵守するとともに、取締役会の監視等を通じて十分留意しております。しかしながら、このような留意にかかわらず、利益供与を疑われる等の事態が発生した場合や同大学との取引が継続できない事態が発生した場合は、当社の利益及び社会的評価を損ねる可能性があり、その結果として当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

情報管理に関する事項

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は、事業の過程において技術、営業に関しての機密情報を保持し、また一定の個人情報を持っております。これらの情報の外部への不正な流出を防止するため、セキュリティシステムの継続的な改善を図るとともに、情報の取り扱いに関する社員教育や、情報へのアクセス管理等、内部管理体制についても強化しております。しかしながら、予期せぬ事態により情報が流出する可能性は存在し、このような事態が生じた場合、社会的信用の失墜を招き、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

風評上の問題の発生について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、開発における安全性の確保、法令遵守、知的財産権管理、個人情報管理等に努めております。しかしながら、当社に関してマスコミ報道等において事実と異なる何らかの風評上の問題が発生した場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす場合があります。

自然災害等の発生

発生可能性：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、東京都新宿区に本社及びラボを設置しており、事業活動や研究開発活動に関する設備及び人員が現所在地に集中しております。このため、現所在地の周辺地域において、地震等の自然災害、大規模な事故、テロ等が発生し、当社設備の損壊、各種インフラの供給制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

大株主について

発生可能性：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社創業者かつ代表取締役社長である坪田一男の当事業年度末日現在の議決権所有割合は、直接所有分として46.23%であります。また、坪田一男の資産管理会社である株式会社坪田及び二親等内血族の議決権を合算した所有割合は60.92%となっており、引き続き大株主となる見込みであります。坪田一男は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しています。

坪田一男は、当社の創業者かつ代表取締役社長であるため、当社としても安定株主であると認識していますが、将来的に何らかの事情により当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社株式の流動性について

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、(株)東京証券取引所の定める流通株式比率は当事業年度末日現在において33.57%であります。今後、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

今後は、大株主からの売出、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針でございます。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、大学発研究開発型企業として、医薬品、医療機器及びヘルスケア領域における研究開発活動を推進しております。

当該事業の特性上、研究開発費用が先行して発生する一方、収益については、ライセンス契約等に基づく契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入等の計上時期により変動するため、期間損益及び営業キャッシュ・フローが大きく変動する傾向があります。

当事業年度においては重要な営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりますが、当社は複数の導出実績及び研究開発パイプラインを有しており、引き続き国内外のパートナー企業との事業開発活動を推進しております。また、研究開発投資についても優先順位付けを行いながら適切なコストコントロールを実施しております。

翌事業年度においては、既存契約及び進行中案件の着実な推進に加え、事業進捗に応じた費用管理を実施することにより、営業黒字化を見込んでおります。

資金面においては、当事業年度末日現在において十分な現金及び預金残高を保有しており、今後1年間の事業活動を継続するために必要な資金は確保できております。

以上の対応策及び財務状況を踏まえ、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度(2025年4月1日~2026年3月31日)における日本経済は、賃金上昇やインバウンド需要の回復、企業の設備投資の拡大等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、地政学的リスクの高まりに伴うエネルギー・原材料価格の上昇、欧米との金利差を背景とした為替変動、ならびに海外政治動向の変化等に起因する通商環境の不確実性など、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下、当社は慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、「VISIONary INNOVATIONで未来をこぎげんにする」というパーパスのもと、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などアンメット・メディカル・ニーズの高い領域において、医薬品及び医療機器の研究開発並びに事業化を推進してまいりました。

当社の事業モデルは、研究開発成果を国内外のパートナー企業に導出することにより、契約一時金(アップフロント)、開発進捗に応じたマイルストーン収入、ならびに上市後のロイヤリティ収入を獲得するものであり、単年度の収益は契約締結や開発進捗の状況に応じて変動する特性を有しております。当社は、複数のパイプライン進展を通じて中長期的なマイルストーン及びロイヤリティ収入を継続的に積み上げることを目指しております。

研究開発活動においては、知的財産の創出及びパイプラインの拡充を目的とした基礎研究に加え、共同研究先との連携強化を通じて開発体制の高度化に取り組みました。

近視領域では、バイオレットライト技術を用いた医療機器「TLG-001」の検証的臨床試験の観察期間が完了し、有効性に関する主要解析を実施いたしました。本試験では、重篤な有害事象による中止例は認められず、小児を対象とした継続使用を想定した治療コンセプトにおいて、良好な安全性プロファイルが確認されました。また、屋外活動時間が短い被験者群においては、TLG-001群で統計学的に有意な差が認められました。同領域における医薬品パイプラインでは、ロート製薬株式会社との長期開発契約に基づく「TLM-003」について国内第II相臨床試験が開始されたほか、海外においても導出先であるThea社により第II相試験が開始されております。

ドライアイ領域においては、マイボーム腺機能不全(MGD)を対象とした「TLM-001」について、導出先のマルホ株式会社により第IIa相試験が開始されました。また、新たな薬理機序に基づく点眼薬「TLM-017」については、特定臨床研究が開始されました。

脳疾患領域では、バイオレットライト技術を応用した医療機器デバイスに関して、T-SBIRのもと、前臨床研究を推進しており、研究成果の蓄積が進んでおります。これらの研究の更なる進展に向けて取り組んでおります。

その他の分野では、「TLG-020」について、網膜色素変性症を対象に、慶應義塾大学にて特定臨床研究が開始されました。また、バイオレットライト技術を用いた女性の月経不順治療機器「TLG-021」の臨床研究を実施しており、サーカディアンリズム調整を通じた新たな介入アプローチの可能性が示唆されました。

事業開発面においては、国際学会や展示会等への積極的な参加に加えて、アカデミアネットワークを通じての活動も強化し、当社技術の認知度向上及び導出機会の創出に取り組み、国内外のパートナー企業との間で導出契約に向けた協議を継続しております。

また、MGDを対象とした「TLM-001」については、マルホ株式会社による第IIa相試験開始に伴い、マイルストーン収入を計上いたしました。

加えて、新規事業として、ハーバード大学での研究を基盤に米国Delavie Sciences社が開発した基礎化粧品ブランド「aeonia」について、日本国内における独占販売契約を締結し、販売を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は200,022千円(前事業年度は1,357,133千円)、営業損失は787,816千円(前事業年度は営業利益235,467千円)、経常損失は760,923千円(前事業年度は経常利益281,499千円)、当期純損失は761,815千円(前事業年度は当期純利益205,766千円)となりました。これは、前事業年度において大型の導出契約に伴う契約一時金収入が計上された反動に加え、当事業年度においては研究開発投資を継続的に実施したことによるものであります。当社は中長期的な企業価値向上に向け、今後も研究開発投資を継続して実施してまいります。

なお、当社は研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は行っておりません。

(単位：千円)

	売上高	営業利益又は 営業損失()	経常利益又は 経常損失()	当期純利益又は 当期純損失()	1株当たり当期 純利益又は 1株当たり当期 純損失()
当事業年度	200,022	787,816	760,923	761,815	29.58円
前事業年度	1,357,133	235,467	281,499	205,766	8.04円
増減	1,157,100	1,023,283	1,042,423	967,582	37.62円

財政状態の状況

	前事業年度	当事業年度	増減
資産合計(千円)	2,503,123	1,318,780	1,184,342
負債合計(千円)	915,850	454,923	460,927
純資産合計(千円)	1,587,272	863,856	723,415
自己資本比率(%)	63.4	65.5	2.1
1株当たり純資産(円)	61.91	33.49	28.42

(流動資産)

当事業年度末の流動資産の残高は、1,281,089千円となり、前事業年度末に比べて1,164,219千円減少いたしました。これは、現金及び預金が569,004千円、売掛金が531,515千円、未収消費税等が19,416千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産の残高は、37,691千円となり、前事業年度末に比べて20,123千円減少いたしました。これは、工具、器具及び備品が16,573千円及び特許権が1,836千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債の残高は、407,993千円となり、前事業年度末に比べて438,643千円減少いたしました。これは、買掛金が126,564千円、未払法人税等が81,155千円、契約負債が87,193千円及び契約損失引当金が181,084千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債の残高は、46,930千円となり、前事業年度末に比べて22,284千円減少いたしました。これは、長期借入金が22,284千円減少したことが要因であります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、863,856千円となり、前事業年度末に比べて723,415千円減少いたしました。これは、当期純損失761,815千円を計上したことが要因であります。

(3) 当期のキャッシュ・フローの概況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、969,849千円となりました。当事業年度期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は577,828千円(前年同期は317,754千円の支出)となりました。これは主に、売上債権の増減額531,515千円、棚卸資産の増減額96,575千円、未払金の増減額16,083千円、減価償却費20,993千円及び未収消費税等の増減額19,416千円の増加要因があった一方、税引前当期純損失760,865千円、契約損失引当金の増減額181,084千円、仕入債務の増減額126,564千円、契約負債の増減額87,193千円、法人税等の支払額113,170千円の減少要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は8,409千円(前年同期は14,547千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出8,780千円の減少要因があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は17,234千円(前年同期は12,246千円の支出)となりました。これは、株式の発行による収入38,400千円の収入があった一方で、長期借入金の返済による支出21,166千円の支出があったことによるものです。

生産、受注、仕入及び販売の状況

a. 生産実績

当社は直接的な生産活動は行っていませんが、製造原価の品目としては主に経費のみであることから、生産実績にはなじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社の事業による共同研究は受注形態をとっていませんので、記載を省略しております。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は、研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
研究開発事業	200,022	85.3
合計	200,022	85.3

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。なお、前事業年度のマルホ(株)に対する販売実績はありません。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
ロート製薬(株)	181,501	13.4	113,727	56.9
マルホ(株)			50,000	25.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

当事業年度末の経営成績につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。なお、主要な表示科目に沿った認識及び分析は次のとおりであります。

・売上高

当事業年度の売上高は200,022千円（前期比1,157,110千円減）となりました。これは主に、実施許諾契約済みのTLM-001（*1）のマイルストーン収入50,000千円、実施許諾契約済みのTLM-003（*2）のマイルストーン収入80,000千円、TLM-017（*3）の新規共同研究契約による契約一時金32,406千円の計上によるものであります。

*1 マイボーム腺機能不全（MGDを伴うドライアイ）治療薬開発プログラム

*2 近視進行抑制作用を發揮する点眼薬開発プログラム

*3 眼移植片対宿主病（眼GVHD）による重症ドライアイや角結膜障害を対象とした点眼薬研究プログラム

・売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は68,453千円（前期比111,778千円減）となりました。これは主に、TLG-001の検証的臨床試験の結果を踏まえ、関連する仕掛品の評価損を計上するとともに、前期に計上していた契約損失引当金について、将来発生が見込まれる損失額を再評価した結果、対応する契約損失引当金戻入益を計上したことによるものであります。その結果、売上総利益は131,569千円（前期比1,045,331千円減）となりました。

・販売費及び一般管理費、営業損失

当事業年度の販売費及び一般管理費は919,386千円（前期比22,047千円減）となりました。これは主に、事業拡大による人件費309,475千円（前期比53,485千円増）及び研究開発強化による研究開発費279,512千円（前期比25,405千円増）を計上した一方で、外部委託費等の減少により支払報酬が51,398千円（前期比51,680千円減）、特許費用が77,451千円（前期比20,899千円減）に減少したこと等によるものであります。その結果、営業損失は787,816千円（前事業年度は営業利益235,467千円）となりました。

・営業外収益、営業外費用、経常損失

当事業年度の営業外収益は27,591千円（前期比19,526千円減）となりました。これは主に、助成金収入20,467千円（前期比16,443千円増）、為替差益52千円（前期比38,117千円減）の計上によるものであります。営業外費用は698千円（前期比387千円減）となりました。これは、支払利息698千円（前期比387千円減）の計上によるものであります。その結果、経常損失は760,923千円（前事業年度は経常利益281,499千円）となりました。

・特別損益、法人税等合計、当期純損失

当事業年度の特別損失の計上はありません。特別利益は58千円（前期比58千円増）となりました。これは主に固定資産売却益58千円（前期比58千円増）の計上によるものであります。当事業年度の法人税等合計額は950千円（前期比74,333千円減）となりました。これは、法人税、住民税及び事業税を950千円（前期比74,333千円減）を計上したことによるものであります。これらの結果を受け、当事業年度の当期純損失は761,815千円（前事業年度は当期純利益205,766千円）となりました。

財政状態

財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、各パイプラインの事業化(上市)を目指して実施許諾または共同研究開発を行うベンチャー企業であり、事業化後(上市后)のロイヤリティ収入を安定的に計上するステージにはまだありません。従いまして、当社は、ROA(総資産利益率)やROE(自己資本利益率)といった経営指標を目的とせず、各パイプラインの進捗状況等を適時かつ正確に管理することを目標においた事業活動を推進してまいりました。当事業年度の達成状況につきまして、売上高については、国内を対象としたTLM-001の実施許諾契約によるマイルストーンを達成、TLM-003の共同研究契約によるマイルストーンを達成及び当社が保有し、またTLM-017の新規共同研究契約による契約一時金32,406円により200,022千円となりました。また、研究開発費については、279,512千円となりました。当期の経営成績並びに研究開発活動の詳細につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」並びに「第2 事業の状況 6 研究開発活動」に記載のとおりであります。

今後もパートナー企業とともに共同研究開発を行うため、基礎研究の強化を図るとともに、国内に展開している各パイプラインを海外へと横展開を推進し、各パイプラインの進捗状況等を目標に努めてまいります。

なお、パイプラインの開発の進捗については、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (3) 当社のパイプライン」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社の資金の状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業に必要な資金を手許資金で賄う方針であります。事業収益から得られる資金だけでなく、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通して、安定的に開発に必要な資金調達が多様化を図ってまいります。資金の流動性については、資産効率を考慮しながら、現金及び現金同等物において確保を図っております。資金需要としては、継続して企業価値を増加させるために、主に継続した研究開発や必要な設備投資資金となります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、資産、負債、収益及び費用に影響を与える見積り及び判断を必要としております。

当社は財務諸表の基礎となる見積り及び判断を過去の実績を参考に合理的と考えられる判断を行った上で計上しております。しかしながら、これらの見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

また、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりであります。

(仕掛品の評価)

仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

当該収益性を見積りには、マイルストーンの達成などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれており、パートナー企業における研究開発の進捗状況に大きく依存するものであります。

そのため、翌事業年度において、研究開発結果によりマイルストーンの達成が困難となり共同研究開発が終了した場合には、損失が発生する可能性があります。

(TLG-001(国内)実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積り)

TLG-001(国内)実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約で定められているマイルストーン達成に必要な見積り総費用が、マイルストーン達成時に得られる収入を超過する額を見積り損失額として算定しております。

契約損失引当金を見積り要素として、マイルストーン達成までに要する期間とその費用が含まれております。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約で定められている条項を達成するために要する期間であり、当初予見していなかった事象が生じた場合、その期間が延長されます。その結果、翌事業年度において、マイルストーン達成までに要する期間が延長され、追加費用の見積りが必要になるため、見積りの不確実性は高まります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照下さい。

経営者の問題認識と今後の方針にあたって

当社は、“ビジョナリーイノベーションで未来をごきげんにする“をミッションに掲げ、「近視、ドライアイ、老視、脳疾患の治療に画期的なイノベーションを起こす」ということを経営方針としております。この経営方針実現のために、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の課題に対して取り組んでまいります。

5【重要な契約等】

(1) 実施許諾契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社ジズホールディングス	日本	TLG-001 実施許諾契約	2019年 5月13日	製造販売承認取得日以後に到来する最初の4月1日から10年間の経過する日まで	TLG-001の日本国内における独占実施許諾契約
ロート製薬株式会社	日本 アジア	TLM-003 実施許諾契約	2020年 10月1日	発効日からロート製薬株式会社から当社への対価の支払いが全て終了する日まで	TLM-003の日本国内およびアジア（ベトナム、台湾、インドネシア）における独占実施許諾契約
マルホ株式会社	日本	TLM-001 実施許諾契約	2021年 4月20日	製品販売した日から10年間	TLM-001の日本およびアメリカ、フランス、イギリス、ドイツ等における独占特許実施許諾
Laboratoires Théa	フランス	TLM-003 実施許諾契約	2022年 12月21日	各国、対象知的財産権の存続期間が全て終了する日又は上市后10年経過する日のいずれか遅い日まで	TLM-003の米欧における独占実施許諾契約
ロート製薬株式会社	日本	TLM-018 実施許諾契約	2024年 3月8日	発効日からロート製薬株式会社から当社への対価の支払いが全て終了する日まで	TLM-018の日本国内における独占実施許諾契約
Shenyang Xingqi Pharmaceutical Co., Ltd.	中国	点眼薬 実施許諾契約	2024年 9月5日	対象地域における特許満了日もしくはLocal MPA承認に基づく販売後12年又はNMPA承認に基づく発売後8年間を経過した日まで	中国とアジアにおける当社プログラムの独占実施許諾契約
ロート製薬株式会社	日本	点眼薬 独占評価契約	2024年 10月1日	発効日から評価期間終了の通知または実施許諾契約の締結まで	点眼薬に関する知的財産権の独占評価契約
Laboratoires Théa	フランス	点眼薬 使用許諾契約	2024年 10月15日	対象地域における特許満了日まで	非臨床試験データに関する独占使用許諾契約
Beijing Yijie Pharmaceutical Technology Co., Ltd.	中国	TLG-001 実施許諾契約	2025年 3月31日	対象地域における特許満了日もしくは販売後9年間を経過した日まで	TLG-001の中国における独占実施許諾契約

(注) 上記契約の対価として契約一時金及びマイルストーンを受けっております。

(2) 共同研究開発契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ロート製薬株式会社	日本	共同研究契約	2020年 10月1日	2020年10月1日から 2028年3月31日まで	近視抑制のメカニズム、リ バウンド等の基礎研究に関 する共同研究開発

(注) 上記契約の対価として契約一時金及びマイルストーンを受けっております。

(3) 基本合意契約

該当する事項はありません。

(4) 研究機関等の主な受託・共同研究契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約期間	契約内容
学校法人慶應義塾 (医学部眼科学教室)	日本	共同研究契約	2024年4月1日から 2027年3月31日まで	近視進行の分子機序の 解明とそれに基づく治 療開発

6【研究開発活動】

当社では、近視、ドライアイ、老視、脳疾患領域に関する研究開発に注力しており、当事業年度における研究開発費は279,512千円であります。なお、当社は研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

各領域に関する研究開発活動は以下のとおりであります。

(a) 近視領域

ロート製薬株式会社に対して独占的実施許諾契約を締結した近視進行抑制薬TLM-003については、同社による第1相臨床試験での安全性確認を経て、現在は第2相臨床試験が実施されています。また、2022年12月に米欧を中心とした地域における独占的実施許諾契約を締結したLaboratoires Théa社においても、欧州での第2相臨床試験が開始され、国内外ともに開発が進展しております。

バイオレットライトによる近視進行抑制機器であるTLG-001は、日本国内において、検証的臨床試験が完了いたしました。有効性解析の結果、プライマリーエンドポイント未達となったものの、屋外活動時間が短い被験者群に絞ったサブグループ解析においては、TLG-001群の統計学的有意差が認められました。本結果を基に対象患者集団および評価方法の再検討を行い、中国での追加試験の実施を検討しております。

また、慶應義塾大学医学部眼科学教室との共同研究においては、近視進行の分子機序の解明およびバイオレットライトによる作用機構の解析を進めており、TLM-023の非臨床試験を経て、臨床試験の検討を開始するとともに、事業開発活動を行っております。さらに、新たな治療標的の探索および革新的近視治療薬の創出を目指しています。

また、2024年9月にはShenyang Xingqi Pharmaceutical Co., Ltd.と中国における眼科用医薬品の独占的実施許諾契約を締結し、中国での臨床試験も実施中です。

(b) ドライアイ領域

マイボーム腺機能不全に対する治療薬TLM-001については、マルホ株式会社と日本国内および米国、フランス、英国、ドイツなど複数地域における実施許諾契約および長期の開発契約を締結しており、同社により日本国内での臨床試験が進められています。

日本国内において、眼移植片対宿主病（oGVHD）におけるTLM-017の特定臨床研究を開始いたしました。

(c) 脳疾患領域

バイオレットライトによる脳神経疾患治療機器であるTLG-005については、うつ病、パーキンソン病、および軽度認知障害を対象とした特定臨床研究を実施しました。いずれの研究においても機器の安全性が確認されており、うつ病においては有効性を示す結果が得られました。パーキンソン病においては、一部の症状に対して改善傾向が示唆される結果が得られました。これらの成果を元に事業開発活動を進めております。

(d) その他領域

その他の領域においては、以下の研究活動を公的研究助成も活用しながら実施しています。

円錐角膜治療機器TLG-003は、特定臨床研究が終了し、現在は今後の開発方針を検討中です。

バイオレットライト照射による女性の月経不順治療機器TLG-021に関しては、サーカディアンリズムの調整を通じた非薬物的かつ副作用の少ない治療手段の確立を目指して進めていた臨床研究が完了し、現在は社会実装に向けた次フェーズへと移行しております。

網膜色素変性症に対する医療機器TLG-020については、現在、特定臨床試験を実施しております。

また、公的支援のもとで進めていた老齢犬の認知機能改善に関する研究試験は、計画通り完了し、動物医療への応用可能性についても引き続き検討を進めています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、2,646千円であり、主に研究に使用する工具、器具及び備品によるものです。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	特許権	合計	
本社及び営業所 (東京都新宿区) 他1拠点	事務所	3,029	4,411	4,994	12,435	18
研究室 (東京都新宿区) 他2拠点	研究施設		19,735		19,735	4

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の他、本社及び営業所は賃借しており、年額賃借料は、20,943千円であります。

3. 上記の他、研究室は賃借しており、年額賃借料は、17,320千円であります。

4. 当社は、研究開発事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,794,300	25,794,300	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	25,794,300	25,794,300	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

区分	第2回新株予約権
決議年月日	2019年10月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 3(注)7
新株予約権の数(個)	434[434](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,400[43,400](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180(注)2
新株予約権の行使期間	2022年10月22日～2029年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に割当てられた新株予約権の数を乗じた数に調整される。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下「上場日」という。）以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権者が、以下のアからコのいずれかに該当した場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ア：当社の就業規則に定める懲戒事由に該当し、又は当社の就業規則に基づき懲戒解雇若しくは諭旨解雇の処分を受けた場合
 - イ：破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ウ：当社又は当社の関係会社と競業関係にある業務を自ら行い、又は競業関係にある業務を行う会社の役員、従業員に就いた場合（ただし、当社の取締役会の決議によって事前に承認された場合はこの限りではない。）
 - エ：法令又は社内諸規則等に違反する等して、当社に対する背信行為を行ったと認められる場合
 - オ：当社との信頼関係を著しく損なう行為を行ったと認められる場合
 - カ：当社に対して、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合（なお、新株予約権の一部の放棄を申し出た場合においては、当該一部のみが放棄され、失効するものとする。）
 - キ：新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - ク：新株予約権者が新株予約権の付与に関する当社との契約に違反した場合
 - ケ：反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っている、合理的に判断される場合
 - コ：禁錮以上の刑に処せられた場合

- (5) 新株予約権者は、新株予約権を、以下のアからウに掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて以下のアからウに掲げる割合の限度において行使することができる。当該割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ア：上場日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の25%
- イ：上場日から6カ月間を経過した日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の50%
- ウ：上場日から12カ月が経過した日から行使期間の末日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (7) 新株予約権者は、権利行使期間のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付される株式の行使価額の合計額が、その年において既にした甲又は他社の株式譲渡請求権若しくは新株引受権又は新株予約権の行使によって交付される株式の行使価額と合計して、行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる行使価額の合計額（本契約締結日現在は年間1,200万円）を超えないように、割り当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。
5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記(5)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件は、上記（注5）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 新株予約権者が、権利を喪失した場合、その他の新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役2名、従業員1名となっております。
8. 2021年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年7月15日付けをもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	第3回新株予約権
決議年月日	2019年10月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 6
新株予約権の数(個)	700 [650] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000 [65,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年10月22日～2029年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に割当てられた新株予約権の数を乗じた数に調整される。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下「上場日」という。）以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権者が、以下のアからコのいずれかに該当した場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ア：当社の就業規則に定める懲戒事由に該当し、又は当社の就業規則に基づき懲戒解雇若しくは諭旨解雇の処分を受けた場合
 - イ：破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ウ：当社又は当社の関係会社と競業関係にある業務を自ら行い、又は競業関係にある業務を行う会社の役員、従業員に就いた場合（ただし、当社の取締役会の決議によって事前に承認された場合はこの限りではない。）
 - エ：法令又は社内諸規則等に違反する等して、当社に対する背信行為を行ったと認められる場合
 - オ：当社との信頼関係を著しく損なう行為を行ったと認められる場合
 - カ：当社に対して、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合（なお、新株予約権の一部の放棄を申し出た場合においては、当該一部のみが放棄され、失効するものとする。）
 - キ：新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - ク：新株予約権者が新株予約権の付与に関する当社との契約に違反した場合
 - ケ：反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っている、合理的に判断される場合
 - コ：禁錮以上の刑に処せられた場合

- (5) 新株予約権者は、新株予約権を、以下のアからウに掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて以下のアからウに掲げる割合の限度において行使することができる。当該割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ア：上場日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の25%
- イ：上場日から6カ月間を経過した日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の50%
- ウ：上場日から12カ月が経過した日から行使期間の末日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記(5)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件は、上記（注5）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 新株予約権者が、権利を喪失した場合、その他の新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2021年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年7月15日付けをもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	第5回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 6(注)7
新株予約権の数(個)	5,550 [5,550] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 555,000 [555,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2
新株予約権の行使期間	2022年12月18日～2030年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に割当てられた新株予約権の数を乗じた数に調整される。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下「上場日」という。）以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権者が、以下のアからコのいずれかに該当した場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ア：当社の就業規則に定める懲戒事由に該当し、又は当社の就業規則に基づき懲戒解雇若しくは諭旨解雇の処分を受けた場合
 - イ：破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ウ：当社又は当社の関係会社と競業関係にある業務を自ら行い、又は競業関係にある業務を行う会社の役員、従業員に就いた場合（ただし、当社の取締役会の決議によって事前に承認された場合はこの限りではない。）
 - エ：法令又は社内諸規則等に違反する等して、当社に対する背信行為を行ったと認められる場合
 - オ：当社との信頼関係を著しく損なう行為を行ったと認められる場合
 - カ：当社に対して、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合（なお、新株予約権の一部の放棄を申し出た場合においては、当該一部のみが放棄され、失効するものとする。）
 - キ：新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - ク：新株予約権者が新株予約権の付与に関する当社との契約に違反した場合
 - ケ：反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っている、合理的に判断される場合
 - コ：禁錮以上の刑に処せられた場合

- (5) 新株予約権者は、新株予約権を、以下のアからウに掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて以下のアからウに掲げる割合の限度において行使することができる。当該割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ア：上場日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の25%
- イ：上場日から6カ月間を経過した日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の50%
- ウ：上場日から12カ月が経過した日から行使期間の末日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記(5)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件は、上記（注5）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 新株予約権者が、権利を喪失した場合、その他の新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役4名、従業員4名となっております。
8. 2021年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年7月15日付けをもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	第6回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 13
新株予約権の数(個)	1,850 [1,750] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 185,000 [175,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年12月18日～2030年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に割当てられた新株予約権の数を乗じた数に調整される。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下「上場日」という。）以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権者が、以下のアからコのいずれかに該当した場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ア：当社の就業規則に定める懲戒事由に該当し、又は当社の就業規則に基づき懲戒解雇若しくは諭旨解雇の処分を受けた場合
 - イ：破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ウ：当社又は当社の関係会社と競業関係にある業務を自ら行い、又は競業関係にある業務を行う会社の役員、従業員に就いた場合（ただし、当社の取締役会の決議によって事前に承認された場合はこの限りではない。）
 - エ：法令又は社内諸規則等に違反する等して、当社に対する背信行為を行ったと認められる場合
 - オ：当社との信頼関係を著しく損なう行為を行ったと認められる場合
 - カ：当社に対して、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合（なお、新株予約権の一部の放棄を申し出た場合においては、当該一部のみが放棄され、失効するものとする。）
 - キ：新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - ク：新株予約権者が新株予約権の付与に関する当社との契約に違反した場合
 - ケ：反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っている、合理的に判断される場合
 - コ：禁錮以上の刑に処せられた場合

- (5) 新株予約権者は、新株予約権を、以下のアからウに掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて以下のアからウに掲げる割合の限度において行使することができる。当該割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- ア：上場日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の25%
- イ：上場日から6カ月間を経過した日から6カ月間
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の50%
- ウ：上場日から12カ月が経過した日から行使期間の末日まで
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記(5)に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件は、上記（注5）に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 新株予約権者が、権利を喪失した場合、その他の新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2021年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年7月15日付けをもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額」が調整されております。

区分	第7回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 3
新株予約権の数(個)	200 [200] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 [20,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注) 2
新株予約権の行使期間	2022年12月18日～2030年12月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の数は、調整後付与株式数に割当てられた新株予約権の数を乗じた数に調整される。

2. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、当社が合併、会社分割若しくは資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日（以下「上場日」という。）以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
- (4) 新株予約権者が、以下のアからコのいずれかに該当した場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
 - ア：当社の就業規則に定める懲戒事由に該当し、又は当社の就業規則に基づき懲戒解雇若しくは諭旨解雇の処分を受けた場合
 - イ：破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ウ：当社又は当社の関係会社と競業関係にある業務を自ら行い、又は競業関係にある業務を行う会社の役員、従業員に就いた場合（ただし、当社の取締役会の決議によって事前に承認された場合はこの限りではない。）
 - エ：法令又は社内諸規則等に違反する等して、当社に対する背信行為を行ったと認められる場合
 - オ：当社との信頼関係を著しく損なう行為を行ったと認められる場合
 - カ：当社に対して、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合（なお、新株予約権の一部の放棄を申し出た場合においては、当該一部のみが放棄され、失効するものとする。）
 - キ：新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - ク：新株予約権者が新株予約権の付与に関する当社との契約に違反した場合
 - ケ：反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っている、合理的に判断される場合
 - コ：禁錮以上の刑に処せられた場合

(5) 新株予約権者は、新株予約権を、以下のアからウに掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて以下のアからウに掲げる割合の限度において行使することができる。当該割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

ア：上場日から6カ月間

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の25%

イ：上場日から6カ月間を経過した日から6カ月間

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の50%

ウ：上場日から12カ月が経過した日から行使期間の末日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

(6) 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上で調整した組織再編後の行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、上記(5)に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件は、上記（注5）に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 新株予約権者が、権利を喪失した場合、その他の新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 2021年6月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年7月15日付けをもって普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月15日 (注)1	22,406,373	22,632,700	-	231,053	-	215,053
2022年6月22日 (注)2	2,500,000	25,132,700	540,500	771,553	540,500	755,553
2022年10月22日 ~ 2023年3月31日 (注)3	174,100	25,306,800	17,419	788,972	17,419	772,972
2023年4月1日 ~ 2024年3月31日 (注)4	270,700	25,577,500	29,088	818,060	29,088	802,060
2024年4月1日 ~ 2025年3月31日 (注)5	61,800	25,639,300	7,137	825,197	7,137	809,197
2025年4月1日 ~ 2026年3月31日 (注)6	155,000	25,794,300	19,200	844,397	19,200	828,397

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

(注)2. 2022年6月23日付で当社は東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。これに伴い実施した公募増資により、発行済株式数が2,500,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ540,500千円増加しております。

発行価格 470.0円

引受価格 432.4円

資本組入額 216.2円

(注)3. 新株予約権の権利行使による増加であります。 174,100株

(注)4. 新株予約権の権利行使による増加であります。 270,700株

(注)5. 新株予約権の権利行使による増加であります。 61,800株

(注)6. 新株予約権の権利行使による増加であります。 155,000株

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	19	32	18	62	7,110	7,243	-
所有株式数(単元)	-	17	10,333	45,530	875	460	200,657	257,872	7,100
所有株式数の割合(%)	-	0.01	4.01	17.66	0.34	0.18	77.81	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
坪田 一男	千葉県船橋市	11,923,700	46.23
株式会社坪田	東京都千代田区飯田橋四丁目3番3号	3,200,000	12.41
大高 功	静岡県静岡市葵区	1,840,000	7.13
ロート製薬株式会社	大阪府大阪市生野区巽西一丁目8番1号	640,000	2.48
竹村 敬司	愛媛県松山市	306,200	1.19
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	260,500	1.01
合同会社マーズ	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地	250,000	0.97
株式会社ジズホールディングス	群馬県前橋市川原町二丁目26番4号	220,000	0.85
原 裕	栃木県大田原市	219,800	0.85
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	174,600	0.68
計	-	19,034,800	73.79

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,787,200	257,872	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 7,100	-	-
発行済株式総数	25,794,300	-	-
総株主の議決権	-	257,872	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は今後も当面は配当を実施せず、臨床開発費、研究開発費及び知財化のための基礎研究費等への充当を前提として、研究開発投資を優先する方針であります。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益剰余金の配当についても検討してまいります。

なお、利益配当を行う場合は、期末配当の年1回及び中間配当1回の年2回の剰余金の配当を考えており、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、これに応えるべく公正かつ透明な企業活動を目指しコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題に位置付けており、経営の効率性の追求と健全性の確保により、株主価値の最大化を図ることが使命であると認識しております。また、コーポレート・ガバナンスの重要性を充分認識し、経営の透明性・公正性・迅速な意思決定の維持向上を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。

また、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会設置会社として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

(a) 取締役会

当事業年度において、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	定時取締役会	臨時取締役会	合計	出席回数
坪田 一男	12	6	18	18
久保田 恵里	12	6	18	18
森島 健司	10	4	14	14
小泉 信一	12	6	18	18

(注) 取締役森島健司は、2025年6月より取締役に就任したため、対象となる取締役会の回数は、就任後に開催されたものです。

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

(b) 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる他、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会を開催する他、必要に応じて臨時的監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は内部監査人及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、四半期に一度の定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(c) 会計監査人

有限責任 あずさ監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査人と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

(d) 経営会議

経営会議は、執行役員制度を導入したことに伴い経営及び業務執行に関する機動的な意思決定機関として設置いたしました。出席メンバーは代表取締役社長、常勤取締役、執行役員、本部長及び常勤監査役で構成され、毎月1回開催して経営に関する重要事項の審議及び決議等を行っております。

(e) 内部監査人

当社における内部統制の適切性及び有効性を、管理運営制度や戦略に照らし独立した立場で検証し、その結果に基づく改善提案を通じて経営の健全性及び効率性の向上に資することを目的として、企画管理本部が内部監査を担当しております。また、企画管理本部の内部監査については、研究開発本部又は事業開発本部の責任者が担当しております。内部監査人は、責任者光岡圭介及び補助事務作業を外部委託先が担当しております。内部監査人は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画（年度計画）に基づき、当社の業務全般について内部監査を行っております。

(f) 内部統制委員会

内部統制委員会は、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役、執行役員、本部長及び常勤監査役で構成されており、原則として年に2回開催しております。内部統制委員会において、内部統制に関する報告、その他議長が必要と認めた事項について報告をしております。

(g) リスク・コンプライアンス委員会

当社では、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組むため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、当社のリスク管理体制の基盤となる「リスク管理規程」に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限に食い止めるためリスクの把握、評価、対応を継続的に行っております。原則、半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、非常勤取締役、執行役員、本部長、常勤監査役及び非常勤監査役で構成されており、代表取締役社長が議長を務めております。

リスク・コンプライアンス委員会は、発生した法令違反を適切に分類の上、取締役会に報告あるいは諮問いたします。リスク・コンプライアンス委員会に改善策等の提言を受けた部門は、これに対する具体的な行動計画を作成の上、実行いたします。

(h) 報酬委員会

当事業年度において、個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小泉 信一	1	1
河野 直輝	1	1
堤 康之	1	1
村田 真一	1	1

当社では、2022年3月期より、任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しております。報酬委員会の構成は社外取締役1名、社外監査役3名の計4名で構成し、個別報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めております。

(機関ごとの構成員)

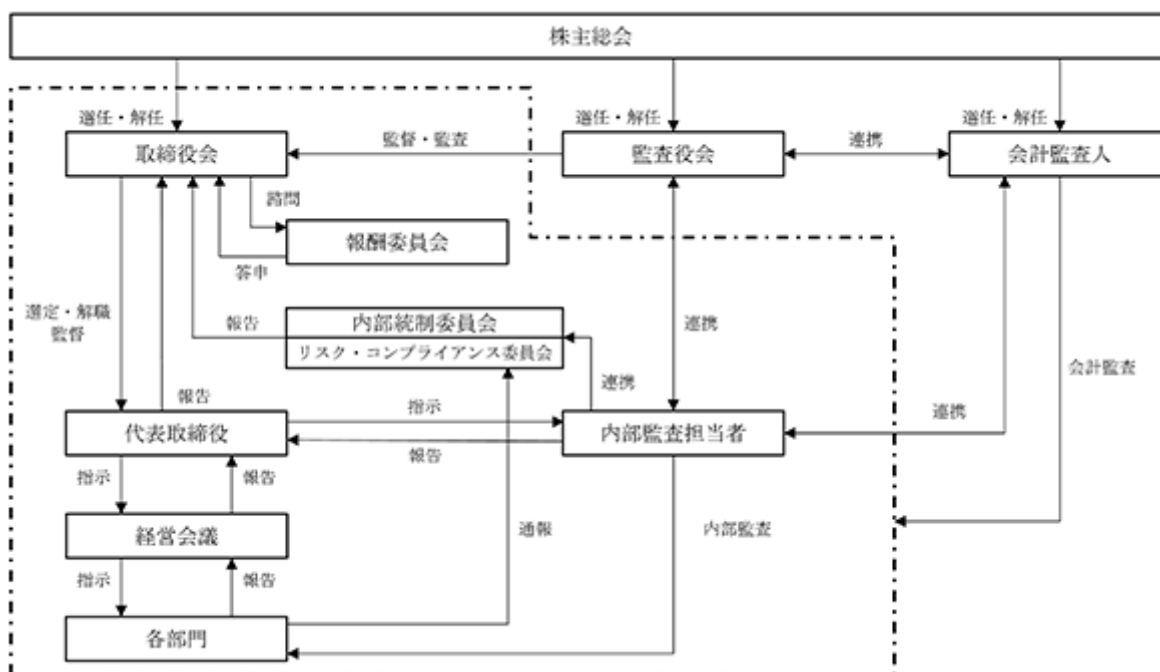
機関ごとの構成は次のとおりであります。(が構成員、 が出席者を表します。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	内部統制委員会	リスク・コンプライアンス委員会	報酬委員会
代表取締役社長	坪田 一男	議長	-	議長	議長	議長	-
取締役事業開発本部長	久保田 恵里		-				-
取締役研究開発本部長	森島 健司		-				-
社外取締役	小泉 信一		-	-	-		議長
社外監査役(常勤)	増田 猛		議長				
社外監査役(非常勤)	堤 康之			-	-		
社外監査役(非常勤)	村田 真一			-	-		
執行役員企画管理本部長	光岡 圭介	-	-				-

(注) 1. 各機関の事務局である者は構成員及び出席者としては記載しておりません。

b 会社の機関・内部統制の関係図

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は“ ビジヨナリーイノベーションで未来をごきげんにする ” というパーパスを掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などに対する科学的根拠に基づく革新的ソリューションの創出に取り組んでおります。会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するため、2020年6月1日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めます。

以下は、当社が定める「内部統制システムの整備に関する基本方針」であります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びにその他業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」を始めとする関連社内規程を整備し全社に周知・徹底し意識の維持・向上を図る。
- ロ 取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ハ 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ニ 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、「反社会的勢力排除規程」に基づき、警察と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「内部情報管理規程」、「文書管理規程」ほか社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ロ 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写できる。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 取締役会は、「リスク管理規程」を定め、当社の取締役及び使用人に周知し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ロ 経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ハ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会を原則月1回定期的開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ロ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ハ 経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- ニ 取締役会は、「予算管理規程」を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

(e) 当社の業務の適正を確保するための体制

- イ 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての取締役及び使用人に対し周知徹底し管理にあたる。
- ロ 当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ハ 当社の内部監査担当部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。

- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査役からその職務を補助すべき使用人の配置要請があった場合には、当該使用人を速やかに確保し任命する。
 - ロ 監査役がその職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
 - ハ 監査役がその職務を補助すべき使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ロ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ハ 取締役及び使用人は、内部通報制度を利用した通報を受領したときは、ただちに監査役に報告する。
 - ニ 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない。
- (h) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (i) その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表取締役社長は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。
 - ロ 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、重要な情報、報告を把握するとともに、意見を述べる事ができる。
 - ハ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

b. リスク管理体制の整備の状況

(a) リスク管理

リスク管理体制については、リスク・コンプライアンス委員会を半期に一度開催し、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議し、様々なリスクを識別し、評価し、管理し、コントロールすることにより、事業の継続と安定的発展の確保に努めております。

法律上の判断を必要とする場合には、顧問弁護士等のアドバイスを適時受け、事前にリスク回避を図っております。

(b) 内部通報制度

当社では、社内の不正行為を従業員等が通報できるよう、「内部通報規程」に基づき、弁護士事務所を通報窓口として設定しております。通報窓口へ内部通報があった場合は、通報された事項に関する事実関係の調査は常勤監査役が行うものとしており、常勤監査役は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができることとしております。

(c) 個人情報保護

個人情報の保護については、「個人情報保護規程」を定めております。この規程に基づき個人情報保護責任者等の組織及び体制、個人情報の管理方法等について定め、個人情報を適切に管理しております。

(d) 情報セキュリティ

情報セキュリティについては、「情報システム管理規程」を制定し、当社における情報システムの運用に関する全般的なルールと標準的な運用手順を定め、当社における情報システムの安全かつ効率的な運用を図るとともに、当社の情報セキュリティ確保に努め、当社の取扱う様々な情報の漏洩リスク等を回避すべく努めております。

c．責任限定契約について

当社は、取締役及び監査役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役小泉信一、社外監査役増田猛、堤康之、村田真一と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任額限度額としております。

d．取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とすることを定款に定めております。

e．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

f．取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

g．自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

h．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	つばた かずお 坪田 一男	1955年5月15日	1980年9月 慶應義塾大学医学部眼科学教室 入局 1983年7月 国立栃木病院(現 国立病院機構栃木病院)眼科医長就任 1987年6月 同院 眼科医長再就任 1990年4月 東京歯科大学 眼科助教授就任 東京歯科大学市川総合病院 眼科部長就任 慶應義塾大学 眼科講師就任 1998年4月 東京歯科大学 眼科教授就任 2004年4月 慶應義塾大学医学部眼科学教室 教授 就任 2004年6月 グッドウィル・グループ(株) 社外取締役就任 2007年9月 グッドウィル・グループ(株) 社外取締役退任 2012年5月 (株)ドライアイKT(現 当社)設立 2019年2月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2021年4月 慶應義塾大学名誉教授 称号授与	(注)3	11,923,700 (注)5
取締役 事業開発本部長	くぼた えり 久保田 恵里	1971年2月7日	1993年3月 (株)全国朝日放送情報局 入局 1997年4月 (株)ドキュメンタリージャパン 所属 2002年1月 日本抗加齢医学会事務局 出向 2005年8月 (株)メディプロデュース設立 代表取締役社長就任 2011年11月 (株)メディプロダクト設立 代表取締役就任 2023年5月 (株)メディプロデュース 非常勤取締役会長就任(現任) 2023年6月 当社 取締役事業開発本部長 就任(現任)	(注)3	70,000
取締役 研究開発本部長	もりしま けんじ 森島 健司	1960年11月3日	1984年4月 参天製薬(株) 入社 2002年12月 同社 研究開発本部 製剤開発センター長 2005年7月 同社 執行役員 生産物流本部長 2010年10月 同社 執行役員 人材組織開発・CSR本部長 2014年4月 同社 執行役員 グローバル製剤技術統括部長 2018年10月 同社 執行役員 グローバル製品研究統括部長 2020年4月 同社 執行役員 中国製品開発統括部長 2025年1月 当社 入社 研究開発本部長 2025年6月 当社 取締役 研究開発本部長 就任	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	こいずみ しんいち 小泉 信一	1956年4月5日	1986年6月 米国国立衛生研究所 入所 1989年6月 日本チバガイギー(株)(現 ノバルティス ファーマ(株)) 入社 スイス本社制癌研究 部 2000年7月 同社 つくば研究所 研究本部創薬生物研 究部 部長 2004年10月 ファイザー(株) 入社 中央研究所 探索研 究所生物化学研究統括部 シニアリサーチ フェロー 2006年4月 同社 生物化学研究統括部 統括部長 2008年7月 ラクオリア創薬(株) 入社 常務執行役員 2011年3月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年5月 千葉大学 大学院医学研究院 客員教授就 任(現任) 2012年3月 ラクオリア創薬(株) 取締役専務執行役員 2013年2月 (株)AskAt 代表取締役就任 2016年5月 Medicinal Creation Advisor(同)代表社 員就任(現任) 2017年2月 Beyond Next Ventures アドバイザー 2017年12月 (株)AskAt 取締役(現任) 2019年12月 MabGenesis(株)アドバイザー 2020年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2025年4月 MabGenesis(株) 取締役(現任)	(注)3	-
社外監査役 (常勤)	ますだ たけし 増田 猛	1951年8月20日	1975年4月 (株)東海銀行(現三菱UFJ銀行) 入行 1994年2月 同行 資本市場営業部次長 2008年6月 (株)スタートトゥデイ 常勤監査役 2012年8月 (株)銚子丸 常勤監査役 2015年3月 シンバイオ製薬(株) 常勤監査役 2019年1月 (株)フーディソン 常勤監査役 2022年10月 ポジウィル(株) 非常勤監査役 2025年6月 当社 常勤監査役 就任	(注)4	-
社外監査役 (非常勤)	つつみ やすゆき 堤 康之	1968年4月10日	1992年4月 (株)富士ゼロックス 入社 1999年10月 ASG監査法人(現 太陽有限責任監査法 人)入所 2004年1月 (株)プロジェクト 入社 2006年5月 堤公認会計士事務所 開設 代表(現任) 2008年11月 (株)プラスバリューコンサルティング 代表取締役就任(現任) 2009年7月 Pentland Japan(株) 取締役就任 2010年2月 (株)コージツ 社外取締役就任 2010年7月 公益財団法人神奈川県暴力追放推進セン ター 監事就任(現任) 2013年2月 一般社団法人日本台湾文化経済交流機構 監査役就任(現任) 2014年6月 (株)ノビテク 監査役就任 2019年2月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
社外監査役 (非常勤)	むらた しんいち 村田 真一	1968年3月7日	1995年4月 弁護士登録 兼子・岩松法律事務所 入所(現任) 2012年6月 (株)プラザクリエイト本社 社外監査役 2014年2月 (株)クロスフォー 社外監査役(現任) 2015年3月 (株)JMC 社外監査役(現任) 2015年6月 シュッピン(株) 社外取締役(現任) 2017年6月 (株)サンフレッセ 社外監査役就任 2018年6月 (株)プラザホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	-
計					11,993,700

- (注)1. 取締役小泉信一は、社外取締役であります。
2. 監査役増田猛、堤康之及び村田真一は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長坪田一男の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社坪田が所有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。取締役でない執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
執行役員企画管理本部長	光岡 圭介

社外役員の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の小泉信一は、医薬品研究開発者及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言等社外取締役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断しております。上記の理由により、社外取締役に選任しております。当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の増田猛は、大手金融機関における財務・金融・資本市場に関する高度な専門的知見に加え、上場企業やスタートアップなど複数企業での常勤監査役経験を有しております。当社においても企業価値向上に資する柔軟で実効性のある監査体制の強化に大きく寄与いただけるものと考え、社外監査役に選任しております。当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の堤康之は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただいております。上記の理由により、社外監査役に選任しております。当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の村田真一は、弁護士として経験、見識が豊富であり、法令を含む企業全体を客観的視点で見ることができ、経営の監視、監督を遂行できる人材として、適任と判断しております。上記の理由により、社外監査役に選任しております。当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、社外からの客観的かつ中立な立場での経営監視機能が重要であると考えており、社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、社外取締役は第三者の立場で提言を行い、社外監査役は定期的に監査を実施することによって、外部からの経営監視機能の実効性を十分に確保しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任に際しては独立性及び適正性から選任しております。当社においては、独立性が十分に確保されているものと認識しており、一般株主と利益相反の恐れはないと考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、独立した立場で取締役会に出席し、その有している見識等に基づき、議案等に対して適宜提言を行うことで、当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上を図っております。

社外監査役は、独立性及び中立の立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性及び中立性の向上に努めております。

社外監査役は内部監査人からの内部監査に関する報告を定期的に受ける他、効率的・効果的に監査役監査を行うため、内部監査人及び会計監査人との情報交換を含む綿密な協力関係を維持しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。

監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を目的に、監査役会を開催しております。監査役会は、監査方針及び監査計画（重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施時期、その他必要事項）を立案し、監査役会において決議の上で策定します。監査役の職務の分担は、監査役間での協議を踏まえ、監査役会の決議を経て決定します。監査役会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役社長に説明しております。

監査役は、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べる他、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対してその説明を求めています。

b 監査役及び監査役会の活動状況

当社は、2020年6月に監査役会を設置いたしました。当事業年度において監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況は、次のとおりであります。

氏名	開催回数（回）	出席回数（回）
増田 猛	14	11
堤 康之	14	14
村田 真一	14	14

監査役会における主な検討事項として、監査計画の策定、監査業務の分担、監査費用の予算化等があります。

また、常勤監査役の活動として、取締役会の他、経営会議を始めとする重要な会議へ出席、重要書類の閲覧、役員及び使用人からの各部署の業務執行状況の報告聴取等日常の監査業務を実施し、監査の環境の整備及び社内の情報収集に積極的に努めており、他の監査役との情報共有に努めております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、企画管理本部の人員が内部監査人を担当しておりますが、当社の事業規模等に鑑み、内部監査補助事務作業については、内部監査コンサルティング会社へ外部委託しております。内部監査人1名及び外部委託先が協働して内部監査業務を実施しております。また、企画管理本部の内部監査については、研究開発本部又は事業開発本部の責任者が担当しております。

内部監査は、年間の「監査実施計画」に則り、現地実査を実施し、「内部監査チェックリスト」及び監査結果、改善の方向性を追加した「監査調書」を作成しております。また、監査終了後は、「監査報告書」を作成し、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査人は、内部監査の実施状況及び監査結果並びに改善状況について、必要に応じて取締役会へ直接報告を行う体制を整備しております。これにより、取締役会は内部監査の実効性を監督するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を適切に把握し、必要な対応を行っております。監査結果については、監査報告書を被監査部門の責任者及び関係役員に回付し、指摘事項や改善点の周知を行っております。

被監査部門の責任者は、監査報告書に基づき指摘事項を適切に処理し、その改善実施の可否・改善計画等、措置の状況を記載した回答書を、監査報告書受取時点から1ヵ月以内に作成し、代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査人は、監査役会へ直接報告する体制は整備されていませんが、監査役及び会計監査人と監査情報の緊密な連携を保ち、監査役監査、会計監査人監査及び内部統制監査の補完を行い、監査の効率的な実施に努めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 継続監査期間

7年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 難波 宏暁

指定有限責任社員 業務執行社員 瀧浦 晶平

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士10名及びその他20名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、当社の事業内容に対応して適切かつ効率的な会計監査を実施することができること並びに監査日数、監査手続及び監査費用が合理的かつ妥当性があることを、監査法人の選定方針としております。有限責任 あずさ監査法人は、選定方針に適應した監査が安定的に行われる体制が整備されているものと判断し、会計監査人として選任しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等を評価し、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

g 監査法人の異動

当社は、2026年6月23日開催予定の第14期定時株主総会において会計監査人の選任を予定しており、当社の会計監査人は次のとおり異動する予定です。

第14期（個別）有限責任 あずさ監査法人

第15期（連結・個別）太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 異動の年月日

2026年6月23日（第14期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2021年6月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2026年6月23日開催予定の第14期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。現監査法人においては、これまで適切に監査業務が遂行されてきたものと認識しておりますが、初回監査契約締結時から既に5年を経過しており、当社の成長ステージを踏まえた新たな視点での監査対応について、総合的に見直しを行う必要があると判断し、複数の監査法人と比較検討を行い、当社の事業特性に対する理解、監査品質、独立性、及び企業規模に見合った監査費用の相当性等を総合的に勘案した結果、太陽有限責任監査法人を新たな会計監査人候補者として選任することが適切であると判断いたしました。

(6) 上記(5)に理由及び経緯に対する意見

退任する公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会意見
監査役会の検討経緯と結果に則った内容で、妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	33,000	-	33,680	-

(前事業年度)
当社における非監査業務については、該当事項はありません。

(当事業年度)
当社における非監査業務については、該当事項はありません。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案した上で、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、監査品質を維持向上していくために、合理的な水準にあると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定しております。

2020年6月25日開催の第8期定時株主総会決議（決議日時点の取締役の員数は4名）により、取締役の報酬総額は年間300,000千円（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）を上限としており、取締役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で、取締役会にて個別報酬の決定を代表取締役社長坪田一男に一任する決議を行っており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しておりました。委任した理由は、各取締役に対する個別報酬額の提示を含む就任承諾の確認を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に取締役会がその妥当性を確認しております。

なお、2022年3月期より、任意の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しております。報酬委員会の構成は社外取締役1名、社外監査役3名の計4名で構成し、個別報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることを目的としております。各取締役の報酬に関する事項の協議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、結果を取締役に答申します。

また、取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2019年9月25日及び2020年10月30日開催の臨時株主総会において、取締役他に対し、新株予約権を付与する決議をしております。なお、取締役に對して付与する新株予約権としての報酬額は、本新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本新株予約権の総数を乗じた額となり、公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を基にDCF法により算定いたします。

監査役の報酬等については、同期定時株主総会決議（決議時点の監査役の員数は3名）により、監査役の報酬総額は年間50,000千円を上限としております。監査役の報酬等の額は、上記株主総会で決議された限度内で監査役会にて協議の上、決定しております。

なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用していません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	退職慰労金	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	91,074	91,074	-	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	18,300	18,300	-	-	-	-	4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社は、「VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする」というパーパスの実現に向け、研究開発型企業としての競争力の源泉を「人材」と位置付けています。当社は少数精鋭の組織として、社員一人ひとりが高い専門性と主体性を発揮しながら、研究開発、事業開発、知的財産及びコーポレート機能等において価値創出に取り組んでいます。

人材マネジメントにおいては、画一的な年功的運用ではなく、個々の能力、成果、期待役割及び市場価値を踏まえた処遇を基本としています。また、評価は給与決定のみを目的とするのではなく、社員の成長と組織全体の業績向上につなげることを重視しています。当社は、OKR (Objectives and Key Results) を活用し、組織目標と個人目標の整合を図ることで、社員一人ひとりの主体的な挑戦と成長を促進しています。

さらに、当社では「自分から、ごきげんを拡げる。 - Spread GOKIGEN.」を中核に、「笑顔、親切、寛容であれ。 - Lead with Kindness.」「学び続け、共に創る。 - Keep Learning, Create Together」「考え、迷わず、すぐに動く。 - Think Big! Move Fast!」を“Value Action - 私たちが大切にしていること - ”として定め、挑戦、共創、学習及び迅速な実行を促す組織文化の醸成に取り組んでいます。

今後も、優秀な人材の採用、育成及び定着を通じて、持続的な企業価値及び株主価値向上の実現を目指してまいります。

(2)【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与との対前事業年度増減率(%)
22	48.0	2.1	8,178	7.84

事業部門の名称	従業員数(名)
研究開発本部	12
事業開発本部	4
企画管理本部	6
合計	22

(注)1.当社は単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

2.臨時従業員数は、在籍していないため、人員を記載しておりません。

3.当事業年度において、事業運営体制の強化に向けた採用活動を実施した結果、従業員数が5名増加しました。

(2)労働組合の状況

当社には、労働組合は組成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。

(3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、必要に応じ監査法人や顧問税理士との協議を実施し、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,538,853	969,849
売掛金	545,979	14,463
商品	-	3,424
仕掛品	285,500	185,500
前払費用	6,653	16,554
未収消費税等	62,187	42,771
未収還付法人税等	-	41,040
その他	6,134	7,485
流動資産合計	2,445,308	1,281,089
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,410	3,410
減価償却累計額	152	380
建物及び構築物(純額)	3,257	3,029
工具、器具及び備品	143,476	139,170
減価償却累計額	102,756	115,024
工具、器具及び備品(純額)	40,719	24,146
有形固定資産合計	43,977	27,175
無形固定資産		
特許権	6,831	4,994
無形固定資産合計	6,831	4,994
投資その他の資産		
長期前払費用	3,107	2,559
その他	3,898	2,960
投資その他の資産合計	7,005	5,520
固定資産合計	57,814	37,691
資産合計	2,503,123	1,318,780

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	135,663	9,099
1年内返済予定の長期借入金	21,166	22,284
未払金	72,493	82,443
未払法人税等	86,122	4,966
契約負債	315,498	228,305
契約損失引当金	206,392	25,308
その他	9,299	35,586
流動負債合計	846,636	407,993
固定負債		
長期借入金	69,214	46,930
固定負債合計	69,214	46,930
負債合計	915,850	454,923
純資産の部		
株主資本		
資本金	825,197	844,397
資本剰余金		
資本準備金	809,197	828,397
資本剰余金合計	809,197	828,397
利益剰余金		
その他利益剰余金	47,121	808,937
繰越利益剰余金	47,121	808,937
利益剰余金合計	47,121	808,937
株主資本合計	1,587,272	863,856
純資産合計	1,587,272	863,856
負債純資産合計	2,503,123	1,318,780

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1,357,133	200,022
売上原価	180,231	68,453
売上総利益	1,176,901	131,569
販売費及び一般管理費	1,294,433	1,2919,386
営業利益又は営業損失()	235,467	787,816
営業外収益		
受取利息	961	3,045
為替差益	38,170	52
助成金収入	4,024	20,467
償却債権取立益	1,584	1,584
その他	2,378	2,441
営業外収益合計	47,118	27,591
営業外費用		
支払利息	1,085	698
営業外費用合計	1,085	698
経常利益又は経常損失()	281,499	760,923
特別利益		
固定資産売却益	-	58
特別利益合計	-	58
特別損失		
固定資産売却損	449	-
特別損失合計	449	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	281,049	760,865
法人税、住民税及び事業税	75,283	950
法人税等合計	75,283	950
当期純利益又は当期純損失()	205,766	761,815

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	7,539	4.2	4,177	29.5
経費		172,692	95.8	10,005	70.5
当期総製造費用		180,231	100.0	14,182	100.0
仕掛品期首棚卸高		285,500		285,500	
当期仕入高		-		5,823	
合計		465,731		305,506	
仕掛品期末棚卸高		285,500		185,500	
商品期末棚卸高		-		3,424	
契約損失引当金戻入額		-		48,129	
当期売上原価		2	180,231		68,453

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	168,371	9,681
減価償却費	1,093	-
消耗品費	3,227	323

2 売上原価

仕掛品期末棚卸高はTLG-001の検証的臨床試験の結果を踏まえ、評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
-	100,000千円

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	818,060	802,060	802,060	252,888	252,888	1,367,231	1,367,231
当期変動額							
新株の発行	7,137	7,137	7,137			14,274	14,274
当期純利益				205,766	205,766	205,766	205,766
当期変動額合計	7,137	7,137	7,137	205,766	205,766	220,040	220,040
当期末残高	825,197	809,197	809,197	47,121	47,121	1,587,272	1,587,272

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	825,197	809,197	809,197	47,121	47,121	1,587,272	1,587,272
当期変動額							
新株の発行	19,200	19,200	19,200			38,400	38,400
当期純損失（ ）				761,815	761,815	761,815	761,815
当期変動額合計	19,200	19,200	19,200	761,815	761,815	723,415	723,415
当期末残高	844,397	828,397	828,397	808,937	808,937	863,856	863,856

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	281,049	760,865
減価償却費	28,754	20,993
受取利息	961	3,045
支払利息	1,085	698
有形固定資産売却損益(は益)	449	58
助成金収入	4,024	20,467
契約損失引当金の増減額(は減少)	121,910	181,084
売上債権の増減額(は増加)	528,046	531,515
棚卸資産の増減額(は増加)	-	96,575
仕入債務の増減額(は減少)	115,296	126,564
未払金の増減額(は減少)	22,732	16,083
契約負債の増減額(は減少)	87,816	87,193
未払消費税等の増減額(は減少)	66,959	-
未収消費税等の増減額(は増加)	-	19,416
その他の資産の増減額(は増加)	4,584	10,937
その他の負債の増減額(は減少)	3,977	26,286
その他	12,349	8,825
小計	348,607	487,472
利息の受取額	961	3,045
利息の支払額	1,085	698
助成金の受取額	4,024	20,467
法人税等の支払額	622	113,170
法人税等の還付額	27,575	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	317,754	577,828
投資活動によるキャッシュ・フロー		
出資金の回収による収入	-	10
有形固定資産の取得による支出	13,994	8,780
有形固定資産の売却による収入	1,100	350
敷金及び保証金の回収による収入	3,070	10
敷金及び保証金の差入による支出	4,723	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,547	8,409
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	26,520	21,166
株式の発行による収入	14,274	38,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,246	17,234
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	344,547	569,004
現金及び現金同等物の期首残高	1,883,400	1,538,853
現金及び現金同等物の期末残高	1,538,853	969,849

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主に、定率法を採用しております。

ただし、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年
工具、器具及び備品	3～5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3 引当金の計上基準

契約損失引当金は、契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、見積り損失額を計上しています。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 契約一時金

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、ライセンスを付与した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、契約一時金は、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) マイルストーン・ペイメント

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。なお、一般的に、マイルストーン・ペイメントは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) ロイヤリティ

実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識しております。なお、一般的に、ロイヤリティは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(4) コンサルティング

業務委託契約の契約条項に基づき、サービスが提供されるに従い、収益を認識しております。なお、一般的に、コンサルティングは、契約に基づく権利の確定時点から、主に1年以内に受領しております。また、重大な金融要素は含んでおりません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 仕掛品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
仕掛品	285,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

当該収益性を見積りには、マイルストーンの達成などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれており、パートナー企業における研究開発の進捗状況に大きく依存するものであります。

そのため、翌事業年度において、研究開発結果によりマイルストーンの達成が困難となり共同研究開発が終了した場合には、損失が発生する可能性があります。

2. TLG-001(国内)実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
契約損失引当金	206,392

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

TLG-001(国内)実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約で定められているマイルストーン達成に必要な見積り総費用が、マイルストーン達成時に得られる収入を超過する額を見積り損失額として算定しています。

契約損失引当金の見積要素には、マイルストーン達成までに要する期間とその費用が含まれております。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約で定められている条項を達成するために要する期間であります。当初予見していなかった事象が生じた場合、その期間が延長されます。その結果、翌事業年度において、追加費用の見積りが必要になり、見積りの不確実性は高まります。

当事業年度（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日）

1. 仕掛品の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
仕掛品	185,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

仕掛品の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

当該収益性を見積りには、マイルストーンの達成などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれており、パートナー企業における研究開発の進捗状況に大きく依存するものであります。

そのため、翌事業年度において、研究開発結果によりマイルストーンの達成が困難となり共同研究開発が終了した場合には、損失が発生する可能性があります。

2. TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	当事業年度
契約損失引当金	25,308

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

TLG-001（国内）実施許諾契約に係る契約損失引当金は、実施許諾契約で定められているマイルストーン達成に必要な見積り総費用が、マイルストーン達成時に得られる収入を超過する額を見積り損失額として算定しています。

契約損失引当金の見積り要素には、マイルストーン達成までに要する期間とその費用が含まれております。マイルストーン達成までに要する期間とは、実施許諾契約で定められている条項を達成するために要する期間であります。当初予見していなかった事象が生じた場合、その期間が延長されます。その結果、翌事業年度において、追加費用の見積りが必要になり、見積りの不確実性は高まります。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	1,000,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	- "	- "
差引額	1,000,000千円	1,000,000千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	105,967千円	109,374千円
給与手当	126,999 "	169,483 "
研究開発費	254,107 "	279,512 "
支払報酬	201,430 "	128,850 "
減価償却費	24,311 "	20,993 "
おおよその割合		
販売費	2%	2%
一般管理費	98%	98%

2 一般管理費に含まれている研究開発費の総額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費の総額	254,107千円	279,512千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	25,577,500	61,800	-	25,639,300

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による新株の発行により61,800株、発行済株式数が増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権(第2回) (2019年10月21日決議)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権(第3回) (2019年10月21日決議)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権(第5回) (2020年12月17日決議)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権(第6回) (2020年12月17日決議)	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権(第7回) (2020年12月17日決議)	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	25,639,300	155,000	-	25,794,300

（変動事由の概要）

新株予約権の行使による新株の発行により155,000株、発行済株式数が増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権（第2回） （2019年10月21日決議）	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権（第3回） （2019年10月21日決議）	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権（第5回） （2020年12月17日決議）	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権（第6回） （2020年12月17日決議）	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションとしての新株予約権（第7回） （2020年12月17日決議）	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
現金及び預金	1,538,853千円	969,849千円
現金及び現金同等物	1,538,853千円	969,849千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については第三者割当増資や金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業債権の一部は外貨建て債権であることから、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、通常1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に研究開発費、知財管理及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る流動性リスク及び金利水準の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は、「与信管理規程」及び「販売管理規程」に従い、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生未然防止に努めております。

市場リスクの管理

当社は、資金運用を預金に限定することにより、市場リスクを回避しております。

また当社は、外貨建て営業債権の為替の変動リスクに対して、現状は債権の一部であり影響額が少額のためヘッジ取引は行っておりませんが、常に注視し必要となった場合は、先物為替予約等を利用したヘッジ取引を行う予定であります。金利変動リスクについては、企画管理本部が金利動向を注視するとともに、研究開発資金についても研究開発期間の管理をすることで金利変動リスクを低減しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき企画管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末において、営業債権に係る信用リスクについて重要な集中はありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（*3）	90,380	88,245	2,134
負債計	90,380	88,245	2,134

（*1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）「売掛金、未収消費税等、買掛金、未払金、未払法人税等」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*3）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（*3）	69,214	67,280	1,933
負債計	69,214	67,280	1,933

（*1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）「売掛金、未収消費税等、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払法人税等」についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*3）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注1） 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,538,853	-	-	-
売掛金	545,979	-	-	-
合計	2,084,832	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	969,849	-	-	-
売掛金	14,463	-	-	-
合計	984,312	-	-	-

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	21,166	22,284	22,284	13,327	8,004	3,315
合計	21,166	22,284	22,284	13,327	8,004	3,315

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	22,284	22,284	13,994	8,004	2,648	-
合計	22,284	22,284	13,994	8,004	2,648	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

科目	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	88,245	-	88,245
負債計	-	88,245	-	88,245

当事業年度(2026年3月31日)

科目	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	67,280	-	67,280
負債計	-	67,280	-	67,280

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2019年10月21日	2019年10月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	社外協力者 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 325,000株	普通株式 110,000株
付与日	2019年11月15日	2019年11月15日
権利確定条件	第4 提出会社の状況 1. 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況、に記載のとおりであります。	第4 提出会社の状況 1. 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況、に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年10月22日～2029年10月21日	2022年10月22日～2029年10月21日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 6名	社外協力者 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 760,000株	普通株式 240,000株
付与日	2020年12月28日	2020年12月28日
権利確定条件	第4 提出会社の状況 1. 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況、に記載のとおりであります。	第4 提出会社の状況 1. 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況、に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年12月18日～2030年12月17日	2022年12月18日～2030年12月17日

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 20,000株
付与日	2020年12月28日
権利確定条件	第4 提出会社の状況 1. 株式の状況 (2) 新株予約権等の状況、に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2022年12月18日～2030年12月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年7月15日付の株式分割(普通株式につき100株)による分割後の株数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2019年10月21日	2019年10月21日
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前事業年度末	43,400	70,000
権利確定	-	-
権利行使	-	500
失効	-	-
未行使残	43,400	65,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日	2020年12月17日
権利確定前(株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前事業年度末	555,000	185,000
権利確定	-	-
権利行使	140,000	10,000
失効	-	-
未行使残	415,000	175,000

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前事業年度末	20,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	20,000

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2019年10月21日	2019年10月21日
権利行使価格(円)	180	180
行使時平均株価(円)	-	375
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日	2020年12月17日
権利行使価格(円)	250	250
行使時平均株価(円)	397	375
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年12月17日
権利行使価格(円)	250
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年7月15日付の株式分割(普通株式につき100株)による分割後の株数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	39,197千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	22,805千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,875千円	1,415千円
仕掛品	116,641 "	190,068 "
契約損失引当金	65,055 "	7,977 "
その他	4,609 "	1,897 "
税務上の繰越欠損金(注)2	- "	228,667 "
繰延税金資産小計	192,182千円	430,026千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	192,182 "	201,359 "
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	- "	228,667 "
評価性引当額小計(注)1	192,182千円	430,026千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

(注)1. 評価性引当額が237,844千円増加しておりますが、この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を228,667千円認識したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	228,667千円	228,667千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	228,667 "	228,667 "
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37%	0.28%
住民税均等割等	0.34%	0.12%
特別控除(試験研究費等)	8.06%	-
評価性引当額の増額	7.14%	31.57%
繰越欠損金の利用	12.22%	-
留保金課税	9.87%	-
その他	1.28%	1.23%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.78%	0.12%

3. 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率が30.62%から31.52%に変更されます。

なお、この税率変更による当事業年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合の影響額はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	近視領域	ドライアイ領域	脳領域	その他	合計
契約一時金	628,870	100,000	3,000	-	731,870
マイルストーン・ペイメント	601,688	-	-	-	601,688
ロイヤリティ	5,484	5,583	-	-	11,067
コンサルティング	61	462	-	11,982	12,506
顧客との契約から生じる収益	1,236,104	106,045	3,000	11,982	1,357,133
外部顧客への売上高	1,236,104	106,045	3,000	11,982	1,357,133

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	近視領域	ドライアイ領域	脳領域	その他	合計
契約一時金	35,133	-	-	-	35,133
マイルストーン・ペイメント	80,000	50,000	-	10,920	140,920
ロイヤリティ	6,465	1,654	-	4,398	12,518
コンサルティング	402	331	-	10,716	11,450
顧客との契約から生じる収益	122,001	51,986	-	26,034	200,022
外部顧客への売上高	122,001	51,986	-	26,034	200,022

2 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	17,933	545,979
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	545,979	14,463
契約負債（期首残高）	403,315	315,498
契約負債（期末残高）	315,498	228,305

契約負債は、主に、近視領域の共同研究開発にかかる契約先からの前受額であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、88,000千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、88,183千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
1年以内	88,183	129,305
1年超2年以内	128,315	88,000
2年超3年以内	88,000	-
3年超	11,000	11,000
合計	315,498	228,305

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、研究開発事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	近視領域	ドライアイ領域	脳領域	その他	合計
外部顧客への売上高	1,236,104	106,045	3,000	11,982	1,357,133

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	フランス	合計
209,512	625,931	521,688	1,357,133

売上高は顧客の所在地を基礎とし、国別に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Laboratoires Théa	521,688
Shenyang Xingqi Pharmaceutical	445,870
ロート製薬株式会社	181,501
Beijing Yijie Pharmaceutical Technology	180,000

(注) 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	近視領域	ドライアイ領域	脳領域	その他	合計
外部顧客への売上高	122,001	51,986	-	26,034	200,022

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
ロート製薬株式会社	113,727
マルホ株式会社	50,000

（注） 当社は、単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1株当たり純資産額	61.91円	33.49円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	8.04円	29.58円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7.92円	-

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	205,766	761,815
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失()(千円)	205,766	761,815
普通株式の期中平均株式数(株)	25,595,606	25,755,903
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	382,773	-
(うち新株予約権(株))	382,773	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2025年 3月31日)	当事業年度末 (2026年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,587,272	863,856
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,587,272	863,856
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	25,639,300	25,794,300

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2026年6月1日付の取締役会にて、株式会社メディプロデュース(以下「メディプロデュース」)の全株式を取得し、連結子会社化することについて決議し、2026年7月1日付で株式譲渡契約を締結予定です。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2026年7月1日付で株式の取得手続きを行う予定であります。

なお、株式取得の相手先である、久保田恵里は当社の取締役であり関連当事者であります。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社メディプロデュース
事業の内容 医療系学会・研究会・イベントの企画・運営、化粧品企画・販売 等

企業結合を行う主な理由

対象会社は、医療系学会・研究会・イベントの企画運営（PCO事業）および化粧品事業を展開しており、医療専門家ネットワークおよびコンシューマー向け製品開発・販売の両面において強みを有しております。

本件株式取得により、当社は以下のシナジーの実現を見込んでおります。

- ・医療・研究・コンシューマー領域を横断した事業ポートフォリオの拡充
- ・化粧品事業における販売シナジー及び当社ケイパビリティの活用による海外展開の推進
- ・医療系学会・研究会ネットワークの活用による、当社研究開発成果の社会実装の加速
- ・安定的な収益基盤の取り込みによる財務基盤の強化

企業結合日

2026年7月1日（予定）

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金及び株式を対価として株式を取得することによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得原価	150,000千円
------	-----------

(3) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 17,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産および引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

（第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）、第9回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行）

当社は、2026年6月1日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第三者割当の方法による第8回新株予約権（行使価額修正選択権付）、第9回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行を行うことについて決議し、2026年6月17日に払込手続が完了しました。

新株予約権発行の概要

	割当日	2026年6月17日
	発行新株予約権数	59,046個 第8回新株予約権 24,561個 第9回新株予約権 20,467個 第10回新株予約権 14,018個
	発行価額	総額4,129,362円 (第8回新株予約権1個につき77円、第9回新株予約権1個につき71円、第10回新株予約権1個につき56円)
	当該発行による潜在株式数	5,904,600株(新株予約権1個につき100株) 第8回新株予約権 2,456,100株 第9回新株予約権 2,046,700株 第10回新株予約権 1,401,800株
	調達資金の額	2,004,059,662円(差引手取概算額:1,989,059,662円) (内訳) 第8回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,891,197円 新株予約権行使による調達額: 701,879,697円 第9回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 1,453,157円 新株予約権行使による調達額: 701,424,557円 第10回新株予約権 新株予約権発行による調達額: 785,008円 新株予約権行使による調達額: 600,755,408円 差引手取金概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。加えて、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

	行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>第8回新株予約権 285円（発行決議日直前取引日までの1ヵ月VWAP（1ヵ月間の総売買代金/1ヵ月間の総売買株数（円未満切上げ）））</p> <p>第9回新株予約権 342円（発行決議日直前取引日までの1ヵ月VWAP*1.2）</p> <p>第10回新株予約権 428円（発行決議日直前取引日までの1ヵ月VWAP*1.5）</p> <p>本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各回号について個別に、修正日において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。</p> <p>かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、本新株予約権に係る行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下、「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値）（以下、「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下、「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。</p> <p>但し、修正後行使価額が下限行使価額である127.5円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「修正日」とは、本新株予約権の発行要項第11項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>割当予定先は、株券の貸借を用いて行使当日までにつなぎ売りをした上で行使請求を行う前提等はないため、行使判断から数えると4営業日間の価格変動リスク（受渡日において市場価格が行使価額を下回っているリスク）を負った上で行使を行うこととなります。したがって、日次で行使価額が修正される場合は、短期のボラティリティに行使判断が大きく左右され、結果的に行使の蓋然性が限定されることとなります。</p> <p>一方で、行使価額が一定期間固定される場合には、株価が上方に乖離した際に積極的な行使が可能となり、行使の蓋然性を一定以上確保することが可能となります。当社の株価が上昇した場合により高い行使価額で調達可能となる行使価額修正型におけるメリットを過度に毀損しない適切な水準として週次での修正としております。</p>
	行使請求期間	2026年6月18日から2029年6月15日までの期間
	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
	割当先	Cantor Fitzgerald Europe
	資金使途	<p>眼科領域における国内及び海外における医薬品候補の臨床試験の準備及び実施に係る費用</p> <p>眼科及び脳中枢領域における医薬品候補化合物の導入並びにM&A等の戦略投資に係る費用</p> <p>ReLight Tech事業の立ち上げに向けた開発・製造・マーケティングに係る費用</p>
	その他	<p>当社は、割当先との間で、2026年6月17日付で、本新株予約権に関する引受契約書を締結いたしました。当該引受契約書において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社による本新株予約権の行使の停止 ・当社による本新株予約権の買戻 <p>当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。</p> <p>なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

（注）調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	21,166	22,284	0.93	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	69,214	46,930	0.82	2027年4月30日~ 2030年7月31日
合計	90,380	69,214	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,284	13,994	8,004	2,648

【引当金明細表】

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)
契約損失引当金	206,392		181,084	25,308

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	669,849
定期預金	300,000
計	969,849
合計	969,849

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ロート製薬株式会社	12,697
(株)ジンスホールディングス	1,079
ノルディックファーマージャパン(株)	550
その他	136
合計	14,463

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
545,979	130,761	662,277	14,463	97.9	782.2

仕掛品

品名	金額(千円)
TLG-001(注)	185,500
合計	185,500

(注) バイオレットライト技術を用いた近視進行抑制のための医療機器開発の治験等の研究費であります。

買掛金

相手先	金額(千円)
シミック(株)	8,947
ノイエス(株)	112
その他	39
合計	9,099

契約負債

区分	金額(千円)
ロート製薬(株)	176,000
(株)ジーンズホールディングス	51,315
その他	990
合計	228,305

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	24,853	102,788	145,607	200,022
税引前中間(四半期)(当期)純損失() (千円)	202,100	333,104	519,108	760,865
中間(四半期)(当期)純損失() (千円)	202,337	333,811	520,052	761,815
1株当たり中間(四半期)(当期)純損失() (円)	7.89	12.98	20.20	29.58

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	7.89	5.10	7.22	9.37

(注) 第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 公告掲載URL https://tsubota-lab.com ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第13期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第14期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月12日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月19日

株式会社坪田ラボ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 難波 宏暁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧浦 晶平
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社坪田ラボの2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社坪田ラボの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「重要な後発事象（取得による企業結合）」に記載されているとおり、会社は2026年6月1日開催の取締役会において、株式会社メディプロデュースの全株式を取得し子会社化することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は医薬品・医療機器とそれ以外のコンシューマー製品の開発・販売の権利（ライセンス）に関して他社との業務提携を行っている。財務諸表の「【注記事項】（収益認識関係）」に記載のとおり、当事業年度の売上高200,022千円のうち、ライセンス取引に係る売上高は188,571千円であり、売上高全体の94.3%を占めている。</p> <p>ライセンス取引に係る売上高には、契約一時金、マイルストーン・ペイメント、ロイヤリティといった複数の形態が組み込まれている場合がある。「【注記事項】（重要な会計方針）5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、契約一時金は、実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づいて、ライセンスを付与した時点で収益を認識し、マイルストーン・ペイメントは、実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づいて、事後に収益の重要な戻入が生じる可能性を考慮し、当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識している。また、ロイヤリティは、実施許諾契約及び共同研究開発契約等の契約条項に基づき、基礎となる売上が発生した時点で収益を認識している。</p> <p>ライセンス取引に係る売上高は、経営者及び財務諸表利用者が会社の業績・経営成績を判断する上で重視する指標の一つであるが、主に以下の理由から、売上高が不適切な会計期間に計上されるリスクが存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容や契約条件は各契約によって異なる性質上、会計処理は複雑かつ非定型的で重要な判断を伴うことがある。 ・ ライセンス取引の中には、1件当たりの契約金額が多額となる契約が含まれており、会計処理の判断や計上時点を誤った場合には、期間損益に大きな影響を与える。 <p>以上から、当監査法人は、ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性を検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>ライセンス取引に係る売上高の計上プロセスに係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開発本部の担当者が、マイルストーン・ペイメントの進捗を契約の相手先と確認する統制 ・ 事業部門とは独立した企画管理本部長が、契約書と報告書等の日付及び金額を照合する統制 <p>(2) 実証手続</p> <p>ライセンス取引に係る売上高の期間帰属の適切性を確認するため、以下の手続を実施した。</p> <p>ライセンス取引に係る売上高のうち一定の基準により取引を抽出するとともに、売上計上日及び売上計上金額について、契約書や報告書等に記載の日付及び金額とそれぞれ照合し、入金について取引銀行の取引明細との照合を行った。また、経営者が作成した契約の進捗に係る資料及び議事録と整合しているか否かを検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社坪田ラボの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社坪田ラボが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。